

## ⑯憲法委員会第9次草案

(ロシア連邦憲法委員会第9次草案。1993年4月8日)

KK 資料集4-1巻 324-377 頁

<注記；324 頁>

第6回ロシア連邦人民代議員大会、ロシア連邦最高会議、憲法委員会によってその基本諸規定が承認されたロシア連邦憲法草案は、ロシア連邦大統領の修正、第6回ロシア連邦人民代議員大会後に寄せられた指摘や提案を考慮し、憲法委員会作業グループが作成したものである。第6回ロシア連邦人民代議員大会後に加えられた変更はイタリック体になっている。ロシア連邦大統領の修正は太字にしてある。

ロシア連邦最高会議の第5会期のこの草案の審議の結果も考慮されている。両院の間の不一致は、併記の形にしてある。

条項は通し番号にしてある。

## ロシア連邦憲法（草案）

(前文)

われわれ、ロシア連邦の多民族からなる人民は、  
わが国において共通の運命によって結びつけられ、  
祖国愛と善および正義に対する崇高な確信をわれわれに伝えた祖先に想いをはせ、  
人の自由と権利および尊厳ある命、市民的平和および同意（和解）を承認し、  
歴史的に形成された国家的統一を保持し、  
ロシアを再興し、それを揺るぎのない民主的国家に変え、  
現在と将来の世代に対する祖国への責任に基づき、  
世界共同体の一員であることを自覚して、  
ロシア連邦憲法を採択し、  
これをわが国の最高法規と宣言する。

## 第1編 憲法体制の原則

### 第1条 国家主権

- ① ロシア連邦—ロシアは、主権的で、法治的かつ民主的な連邦制に基づく社会的国家である。ロシア連邦（略称ФР）およびロシアの名称は同義である。
- ② ロシア連邦の主権の担い手および国家権力の唯一の源泉は、その多民族からなる人民である。
- ③ ロシア連邦は、その領域およびその領空に対して最高の権力を保有し、その内外政策を独立して定め、実施し、ロシア連邦の全領域において最高性を有するロシア連邦憲法および連邦法律を制

定する。

④ 国家は、社会の公的な代表である。国家は、社会のいずれかの一部ではなく社会全体に奉仕し、人および市民に対して責任を負う。

⑤ ロシア連邦においては、共和制の統治形態がとられる。

## 第2条 人、権利および自由—最高の価値

① 人、その生命および健康、名誉および尊厳、人身の不可侵および安全、権利および自由は、ロシア連邦における最高の価値である。その承認、遵守および擁護は、国家の主要な責務である。

② ロシア連邦は、ロシア連邦憲法の諸規定ならびに一般に認められた国際法の原則および規範にしたがって、人と市民の権利および自由を保障する。

## 第3条 法の最高性

① 国家およびその機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民は、法およびそれに基礎づけられたロシア連邦憲法に従属する。

② ロシア連邦憲法は、直接効力を有し、ロシア連邦の全土においてこれを適用する。ロシア連邦憲法に反する法律およびその他の法的アクトは、法的効力を有しない。

③ すべての法律は公式にこれを公布しなければならない。公布されない法律は、これを適用してはならない。人と市民の権利、自由および義務に関わるその他の規範的法的アクトは、一般的周知（閲覧）のために公布されていない場合、これを適用することはできない。

④ （一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約は、ロシア連邦の法の一部を構成する。ロシア連邦の批准した条約が、法律に定めのないその他の規定を定める場合は、条約の規定を適用するものとする。） 民族会議によって否決

## 第4条 人民権力

① ロシア連邦の人民は、直接に、ならびにロシア連邦の憲法および法律の定める形態と手続により国家機関のシステムおよび地方自治をとおして、その権力を行使する。

② ロシア連邦憲法の定める国家機関の選挙は、自由であり、普通、平等および直接の選挙権に基づき秘密投票でこれを行う。

③ 社会のいかなる部分、いかなる団体およびいかなる個人も、国家において権力を横奪することはできない。国家権力の篡奪は、もっとも重大な犯罪である。

④ ロシア連邦の市民は、現行の憲法体制の暴力的な変更または暴力的な廃止のあらゆる企てに抵抗する（を表明する）権利を有する。

## 第5条 政治的複数主義

① ロシア連邦における民主主義は、政治的、経済的およびイデオロギー的な多様性、複数政党制、無党派層の参加に基づいてこれを実現する（共和国会議の修正）。

② いかなるイデオロギーも、全国家的または全般的なものとしてこれを定めることはできない。

## 第6条 権力分立

① ロシア連邦における国家権力のシステムは、立法権力、執行権力および裁判権力への分立、ロシア連邦と、それを構成する共和国、地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、自治州、自治管区ならびに地方自治の間の管轄事項および権限の区分の原則に基づく。

② 立法権力、執行権力および裁判権力の諸機関は、独立して行動し、互いに相互作用を及ぼす。これらの機関は、ロシア連邦憲法および法律によって定められたその権限の範囲を越えることはできない。

## 第7条 連邦国家

① ロシア連邦の国家・領域的編成は、連邦主義の原則に基づき、ロシア連邦の統一、国家権力の非集権化およびロシア連邦の構成に加わる諸民族の自決権を保障する。

② 共和国、地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、自治州、自治管区の法的地位の原則は、ロシア連邦憲法が定め、ロシア連邦がこれを保障する。共和国、地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、自治州、自治管区の法的地位は、共和国の憲法、地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の憲章、自治州、自治管区に関する連邦法律によってこれを定めるものとするが、これらはロシア連邦憲法に反することはできない。モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の憲法・法的地位は、地方(クライ)、州の憲法・法的地位に準ずるものとする。

③ ロシア連邦憲法によりロシア連邦の管轄またはロシア連邦と地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄とされない国家権力の権限は、ロシア連邦憲法にしたがい、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区に属し、ロシア連邦憲法、共和国の憲法、地方(クライ)、州の憲章、自治州、自治管区に関する連邦法律にしたがってこれを独立して行使する。

④ ロシア連邦においては、すべてのエスニック共同体の権利および自由、その民族的・文化的自治および社会的自治の権利を保障する（民族会議の修正）。

## 第8条 社会国家

① ロシア連邦の社会的任務は、個人の発達のために平等で公正な機会を保障し、人および社会の福祉を達成することである。

② 国家は、人びとの労働と健康を保護し、最低生活基準を決定し、最低賃金水準を定め、家族、母性、父子関係および子ども、障がい者および高齢者について配慮し、社会的サービスのシステムを発展させ、国家年金、手当およびその他の社会的保護の保障を定める。

③ 国家は、人道的な人口政策を遂行し、人と社会の文化的発展のために必要な条件を整備し、エコロジー上の安全と合理的な自然利用を保障する。

## 第9条 経済活動形態の多様性

- ① ロシア連邦の経済の基礎は、経済活動、企業活動および労働の自由、所有形態の多様性と平等、それらの平等な法的保護、誠実な競争および社会的利益が保障される社会的市場経済である。
- ② 国家は、人と社会のために経済生活を規制する。
- ③ 経済的諸関係は、人と国家、労働者と雇用者、生産者と消費者の間の社会的パートナーシップに基づいてこれを樹立する。

## 第10条 国家同盟におけるロシア連邦

ロシア連邦は、他の国家との同盟に参加し、規定された場合にそれを脱退し、同盟の機関に参加し、その権限の一部の行使をこの機関に委ねることができる。

## 第11条 世界共同体におけるロシア連邦

ロシア連邦は、世界共同体の全権を有する構成員であり、一般に承認された国際法の原則および規範、その条約を遵守し、国際機関およびその他の団体（連合）、集団的安全保障システムに参加し、普遍的で公正な平和、互恵の国際協力およびグローバルな問題の解決を志向する。

## 第12条 憲法体制の一体性と安定性

- ① 憲法の本編に定める諸規定は、ロシア連邦の憲法体制の原則を構成するものである。
- ② ロシア連邦憲法の以下の編の諸規定は、ロシア連邦の憲法体制の原則に抵触してはならない。
- ③ 憲法の本編の諸規定の改正は、ロシア連邦のレフェレンダム—全人民投票によってこれを行う。）—ロシア連邦大統領の修正—ロシア連邦最高会議による否決。

## 第2編 人と市民の基本的権利、自由および義務

### 第1章 総則

#### 第13条

- ① 人の基本的権利および自由は、奪われることのできないものであり、生れながらにしてそのものに帰属する。
- ② ロシア連邦憲法に定める人と市民の権利および自由のカタログは、これに限定されず、その他の権利および自由を軽視するものではなく、法律によってこれを拡大することができる。
- ③ 人と市民の権利および自由は、ロシア連邦の憲法体制、社会的道徳、他人の権利および自由の擁護のためにロシア連邦の憲法および法律によってこれを制限することはできない。

#### 第14条

- ① 各人は権利の主体であり、そのようなものとしてこれを認める。
- ② すべての人は、法律のもとに平等であり、法律によって平等に保護される権利を有する。
- ③ すべての人は、人種、肌の色、民族的帰属、性、言語、社会的出身、社会的地位、財産状態および職務上の地位、信条、宗教に対する態度、社会団体への参加、居住地、またはその他の事情にかかわらず、権利および自由において平等である。（これらの事情による同権の侵害は、法律によ

ってこれを追及する。) 民族会議によって否決。

- ④ 男性と女性は平等の権利および自由を有する。
- ⑤ 民族的マイノリティに属する人の権利および自由は、ロシア連邦憲法、一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約にしたがってこれを保障する。

## 第 1 5 条

- ① 人と市民の権利および自由の実現は、他人の権利および自由を侵害するものであつてはならない。
- ② ロシア連邦の憲法体制の暴力的な変更および暴力的な排除、人種的、民族的、社会的および宗教的な敵意および憎悪、ならびに暴力と戦争の宣伝および扇動のために権利および自由を行使することはこれを認めない。

## 第 2 章 国籍

### 第 1 6 条

- ① 各人は、連邦法律にしたがい、ロシア連邦の国籍の取得および離脱（停止）の権利を有する。ロシア連邦の国籍は、その取得の事由の如何にかかわらず、平等である。
- ② ロシア連邦の市民は、国籍または国籍を変更する権利を奪われることはない。
- ③ ロシア連邦の市民は、ロシア連邦の国外に追放されることはない。
- ④ ロシア連邦の市民は、一般に承認された国際法の規範またはロシア連邦の条約による場合の外は、他の国家にその身柄を引き渡されることはない。
- ⑤ ロシア連邦は、国外において自国民の保護と庇護を保障する。

### 第 1 7 条

- ① 共和国はその国籍を定めることができる。共和国のすべての市民は、ロシア連邦の市民である。ロシア連邦の市民は、当該の共和国が国籍を定める場合には、常時在住する共和国の市民となる。その他の場合の共和国の国籍の取得は、法律に従つてこれを許可する。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、ロシア連邦の国籍に由来する権利および自由を制限しもしくは取り消し、または義務を変更しもしくは取り消すことはできない。

### 第 1 8 条

- ① ロシア連邦の市民は、連邦法律またはロシア連邦の条約にしたがい、外国の国籍を有することができる。
- ② ロシア連邦憲法、連邦法律またはロシア連邦の条約に特段の定めがない場合、ロシア連邦の市民が外国の国籍を有することにより、ロシア連邦の国籍に由来するその権利および自由を軽減されることはなく、義務を免れることはない。

### 第 1 9 条

- ① ロシア連邦の市民でなく、その領域に合法的に在住する者は、ロシア連邦の市民と平等の権利および自由を享受し、義務を負う。ただし、ロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦の条約に別段の定めがある場合はこの限りではない。
- ② ロシア連邦は、外国の市民および無国籍者に対し、一般に承認された国際法の規範とそれに基づいて制定された連邦法律にしたがい、避難権を与える。

### 第3章 市民的および政治的な権利および自由

#### 第20条

- ① 各人は生存の権利を有する。ロシア連邦においては、何人も恣意によって生命を奪われることはない。
- ② 国家は、死刑の廃止をめざす。

死刑は、それが廃止されるまでは、人への特別に重大な犯罪に対する例外的な刑罰の措置として連邦法律によって定めることができ、陪審員の参加する裁判による判決によってのみこれを言渡すことができる。

#### 第21条

- ① 各人は、人身の自由および不可侵の権利を有する。
- ② 勾留を含む自由の制限は、裁判所の決定によってこれを認める。裁判所の決定があるまでは、人は48時間を超えて身柄を拘束されることはない。身柄拘束（逮捕）の適法性は、裁判手続によってこれを審査する。
- ③ 人身の不可侵を制限することができる事由は、連邦法律によってこれを定めるものとする。
- ④ 何人も、暴力、拷問、その他の残酷なまたは人間的尊厳を傷つけるような処遇または刑罰を受けることはない。
- ⑤ 何人も、その自発的な同意なしに、学術上、医療上および軍事上またはその他の実験の材料とされることはない。

#### 第22条

- ① 各人は、私生活〔プライバシー〕の不可侵、信書、会話、郵便、電話、電信およびその他の伝達（交通）の秘密に対する権利を有する。これらの権利の制限は、法律に基づき裁判所の決定により（よる場合にかぎり）これを認める。
- ② 各人は、その名誉および名声を擁護する権利を有する。
- ③ 本人の同意なしに、その者の私的生活に関する情報の収集、保管、使用および流布は、連邦法律に定める場合のほかは、これを認めない。
- ④ パスポート、身分証明書、証明書、身分事項証明書、職の採用時に必要とされるドキュメント、

およびその他のドキュメントには、それ自体として法律的意義を有しない、民族的帰属、社会団体への所属、国外在住およびその他の事情に関する情報はこれを記載しない。

⑤ ロシア連邦の市民は、連邦法律にしたがい、直接にその権利および自由にかかる文書および資料を閲覧（にアクセス）し、国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員の管理している自己の情報を入手する権利を有する。

## 第 2 3 条

① 住居は、不可侵である。何人も、居住者の意思に反して住居に立ち入る権利を有しない。（ただし）人びとの生命および健康を保護し、住居またはそこにある財産に対する著しい損害を防止するため、この規則の例外を定めることができる。

② 住居に立ち入って行われる搜索およびその他の行為は、連邦法律に基づき、裁判所の決定がある場合にのみこれを認める。猶予のない場合には、連邦法律の定めるその他の手続をとることができるが、その行為の適法性は必ず事後的な司法審査を受けるものとする。

## 第 2 4 条

① ロシア連邦の領域に合法的に在住する各人は、ロシア連邦の国内における移動の自由ならびに滞在地および居住地の選択の権利を有する。

② 各人は、ロシア連邦から自由に出国することができる。ロシア連邦の市民は、ロシア連邦に妨害されることなく帰国する権利を有する。

③ 本条に定める権利の制限は、連邦法律によってこれを定めることができる。

## 第 2 5 条

① 各人は、思想、言論の自由および意見および信条を妨害されることなく表現する権利を有する。何人も、その意見および信条の表明またはその放棄を強制されることはない。

② 各人は、任意の合法的な方法によって情報を自由に検索し、入手し、作成し、普及する権利を有する。

③ これらの権利の制限は、個人と家族の秘密、職業上、商業上、職務上の秘密または国家秘密、ならびに社会的モラルの保護のために、連邦法律によってこれを定めることができる。職務上の秘密および国家秘密とされる情報のリストは、連邦法律によって限定列挙方式でこれを定める。

## 第 2 6 条

各人は、良心の自由、すなわち任意の宗教を自由に信じ、またはいかなる宗教も信ぜず、宗教的、非宗教的またはその他の信条を選択し、これを保持し、普及し、および法律を遵守してその信条にしたがって行動する権利を保障される。

## 第 2 7 条

① 各人は、自由に自己の民族的帰属を決定し、表明することができる。何人も、その民族的帰属

の決定および表明を強制されることはない。

② 各人は、母語を使用し、ならびに交流（交渉）、養育、教育および創造活動における言語を自由に選択する権利を有する。

③ 民族的尊厳の侮辱は、法律によってこれを追及される。

## 第 28 条

ロシア連邦の市民は、社会と国家の事項の管理に直接にまたはその代表をとおして参加する権利を有する。

## 第 29 条

① ロシア連邦の市民は、選挙権を有し、法律にしたがって選挙制の国家機関および地方自治機関に選出されることができる。

② 選挙には、18歳に達しロシア連邦の市民が参加する。裁判所によって行為無能力を宣告された市民は、選挙権および被選挙権を有しない。裁判所の判決により自由制限施設に収容されている市民は、被選挙権を有しない。

③ ロシア連邦の国外に在住するロシア連邦の市民は、ロシア連邦の最高会議、大統領および副大統領の選挙、共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の国家権力機関および地方自治機関、ならびにロシア連邦のレフェレンダムに参加することができる。

④ 地方自治機関における選挙権および選挙される機会は、当該地域に常時在住（定住）する外国の市民および無国籍者に対してこれを与えることができる。

## 第 30 条

ロシア連邦の市民は、国家的および地方的勤務に就く平等の権利を有する。国家的および地方的勤務の職の候補者に求められる資格要件は、職務上の義務の内容によってこれを定める。

## 第 31 条

ロシア連邦の市民は、平和的および武器を携帯しないで集会を持つことができる。市民は、事前の届け出（通告）を条件に、集会、街頭行進、示威行動およびピケッティングを行うことができる。この権利の行使の手続は、連邦法律によってこれを定める。

## 第 32 条

① ロシア連邦の市民は、団結の権利を有する。この権利の例外は、ロシア連邦憲法および連邦法律によってこれを定める。

② 何人も、いかなる団体であれこれに加入し、またはそれに留まることを強制されることはない。

## 第 33 条

ロシア連邦の市民は、国家機関、地方自治機関および公務員に対し、個人として申立てを行い、個人的または集団的な請願（陳情）を行う権利を有する。これらの機関および公務員は、その権限

の範囲内でこの訴えを検討し、それに関する決定を採択し、法律の定める期間内に理由を付した回答を行わなければならない。

## 第4章 経済的、社会的および文化的なけりおよび自由

### 第34条

ロシア連邦においては、各人の経済的自由は、所有権、自由な企業活動の権利および自由な労働の権利としてこれを実現する。

### 第35条

- ① 各人は、財産所有者（所有権者）となる権利を有する。所有権は、義務をともない、所有権の行使は、社会の福祉に反するものであってはならない（民族会議による修正）。
- ② 相続の権利は、これを保障する。

### 第36条

- ① 各人は、独立した生産者として、または労働契約により、自由に選択した労働の権利を有する。
- ② 各人は、安全および衛生上の要請を満たす労働条件、いかなる差別もなく、かつ連邦法律の定める最低基準を下回ることのない労働報酬、ならびに不当解雇からの保護および失業した場合の援助の提供に対する権利を有する。
- ③ 各人は、休息の権利を有する。労働契約による労働者は、法律の定める一継続労働時間、休日および祝日、年次有給休暇、一連の職業および作業のための短縮労働日を保障される。

### 第37条

- ① 各人は、医療サービスを含む健康保護の権利を有する。国家および地方の保健施設における医療サービスは、ロシア連邦の市民に対し、しかるべき予算、保険料、その他の収入の負担によりこれを無料で提供する。ロシア連邦の条約が定める場合には、無料の医療サービスは、ロシア連邦の市民でない者にもこれを提供する。第37条第1項へのロシア連邦大統領の修正を考慮して、以下の言葉を入れる：<ロシア連邦の条約が定める場合には、無料の医療サービスは、ロシア連邦の市民でない者にもこれを提供する。>
- ② 国家は、住民の健康の保護および増進の連邦プログラムの資金を供与し、国家的、地方的、私的な保健システムの発展に関する施策を講じ、各人の健康の増進、体育およびスポーツの発展、エコロジーおよび衛生・疫学上の環境保全を推進する活動を奨励する。
- ③ 公務員による、人びとの生命および健康にとって脅威となる事実および事態の隠蔽は、法律によりその責任を問われる。

### 第38条

各人は、快適な環境に対する権利、およびエコロジー上の違法行為によってその健康または財

産に被った損害の補償を求める権利を有する。(大統領による修正にしたがい、以下の文言を削除：  
＜法律の定める手続により損害に発生に責任（罪）のある者が行った＞)

### 第 3 9 条

- ① 各人は、老齢による場合、労働能力を喪失し、扶養者を失い、および法律の定めるその他の場合に、社会保障の権利を含む社会的保護を求める権利を有する。
- ② 年金、一時的労働不能および失業手当は、公定の最低生活水準を下回る者であってはならない。
- ③ 国家は、社会的保護システムを発展させ、さまざまの形態の公的な社会的支援および慈善事業を奨励する。

### 第 4 0 条

- ① 各人は、住宅に対する権利を有する。何人も、恣意的によってその住居を奪われることはない。
- ② 国家および地方自治機関は、住宅建設を奨励し、住宅に対する権利の実現のためのその他の条件を整備する。
- ③ 財産の少ない者、および法律の定めるその他の住宅を必要とするロシア連邦の市民は、法律の定める基準にしたがい、国家的、地方的およびその他の住宅フォンドにより、無料または支払い可能な金額で利用できる住宅を提供される。

### 第 4 1 条

- ① 各人は、教育に対する権利を有する。
- ② 誰でも入学できる無償の国家的および地方的な就学前教育、普通中等教育および中等職業教育が保障される。
- ③ 各人は、選抜原則に基づき、国立または地方の教育機関および企業において無償の高等教育を受ける権利を有する。

### 第 4 2 条

- ① 芸術的、技術的創造、学術研究および教育の自由ならびに知的財産権は、法律によってこれを保護する。
- ② 各人は文化的生活に参加し、国家および地方の文化施設を利用する権利を有する。

## 第 5 章 権利および自由の保障

### 第 4 3 条

- ① 各人は、人と市民の権利および自由に対する国家による違法な侵害からそれを擁護する権利を有する。
- ② 各人は、裁判所において、および法律の定めるその他のすべての方法により、その権利および自由ならびに他人の権利および自由を擁護することができる。

③ 各人は、その健康、名誉および名声ならびに財産が違法に被った損害に対して賠償を求める権利を有する。

④各人は、その権利の擁護が連邦法律の定めるすべての審級の裁判所において否認された場合、ロシア連邦の条約にしたがい、人と市民の権利および自由の擁護に関する国際機関に訴えることができる。本条第4項の以下のくその権利の擁護が連邦法律の定めるすべての審級の裁判所において否認された場合>という文言を削除するというロシア連邦大統領の修正は却下。

#### 第44条

各人は、権利および自由の行使および擁護のために法律的サービスを受ける権利を保障される。この権利は制限されない。法律が定める場合、法律的サービスはこれを無料で提供される。法律的サービスを提供するために、独立した弁護士会およびその他の自発的な法律家団体、ならびにこのサービスを提供する権利を有する個人が、この活動を行う。

#### 第45条

- ① 各人は、その事件を権限ある独立かつ公正な裁判所において審理を受ける権利を有する。
- ② 被疑者および被告人は、その犯罪が連邦法律の定める手続により立証され、法的効力を有する裁判所の判決が確定するまでは、無罪と推定される。被疑者および被告人は、その無罪を証明する義務を負わない。被疑者および被告人の有罪が疑わしき場合は、その者に有利に解釈される。
- ③ 各人は、連邦法律の定める手続により、自己の訴訟事件の再審理を請求することができる。
- ④ 犯罪について確定した有罪判決を受けた者は、その減刑または特赦を求める権利を有する。
- ⑤ 何人も、同一の違法行為に対し重ねてその責任を問われることはない。

#### 第46条

法律上の責任を定め、またはそれを強化する法律は、遡及効を有しない。何人も、その行為の遂行時に違法行為とされていなかった行為についてその責任を問われることはない。違法行為をなした後にその行為に対する責任が廃止され、または軽減された場合は、新しい法律が適用される。

#### 第47条

- ① 何人も、本人、配偶者および連邦法律の定める範囲の近親者に不利な証言を義務づけられない。証言の義務を免れるその他の場合は、連邦法律によってこれを定める。
- ② 法律に違反して入手した証拠は、法的効力を有しない。

#### 第48条

- ① 人と市民の権利および自由の遵守に対する監督は、ロシア連邦最大人権問題議会全権〔人権オンブズマン〕の任務である。その地位は、連邦法律によってこれを定める。
- ② ロシア連邦人権問題議会全権は、ロシア連邦最高会議の任期に合わせロシア連邦最高会議によって任命され、最高会議に対する報告義務を負い、ロシア連邦代議員と同様の不

逮捕特権を享有する。

③ 共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の立法議会は、その人権問題全権を任命し、または同様の任務をもつ他の機関を設置し、その地位を定めることができる。ロシア連邦人権問題議会全権は、これらの公務員または機関と相互に協力する。

（本条第2および3項は、ロシア連邦大統領の修正にしたがって記述された。）

## 第6章 義務

### 第49条

- ① 各人は、ロシア連邦憲法を遵守し、他人の権利および自由を尊重し、法律の定めるその他の義務を負わなければならない。
- ② 公式に公布された立法アクト（最高会議の修正）（規範的法的アクト）—最高会議が却下—は、その不遵守に対する責任を免れるものではない。
- ③ 犯罪であることが明白な命令の執行は、連邦法律によりその責任を問われる。

（第49条第3項を<③犯罪であることが明白な命令の執行は、連邦法律によりその個人的責任を追及される。>のように編集するとしたロシア連邦大統領の修正は却下。）

### 第50条

普通基礎教育は、義務である。親またはそれに代わる者は、子どもが普通基礎教育を受けることを保障しなければならない。

### 第51条

各人は、自然および環境を保護し、動植物界を大切にしなければならない。

### 第52条

各人は、歴史的および文化的な遺産の保護について配慮し、歴史、文化および自然の記念物を保護しなければならない。

### 第53条

各人は、法定の税および手数料を納付しなければならない。

### 第54条

ロシア連邦の市民は、連邦法律にしたがって、陪審員として裁判に参加しなければならない。

### 第55条

- ① 祖国の擁護は、ロシア連邦市民の責務である。
- ② ロシア連邦の市民は、連邦法律にしたがい、兵役の義務を負う。
- ③ ロシア連邦の市民は、自らの信条が兵役に従事することと矛盾し、もしくは人口の少ないエスニック共同体に属し、およびその共同体の集合分布地に居住する場合、または連邦法律の定めるそ

の他の場合、兵役を他の市民的勤務をもって代替させる権利を有する。

## 第 5 6 条

何人も、ロシア連邦の憲法および法律の定めない義務の履行を強制されることはない。

### 第 3 編 市民社会

#### 第 7 章 所有、労働、企業活動

## 第 5 7 条

① 所有は、そのすべての形態、すなわち私的所有、国家的所有およびその他の所有において、これを認め、保障する。(所有権の行使は、社会的（公共の）福祉に反することはできない) 最高会議により否決

② すべての財産所有者は、平等の法的保護を受ける。

③ 所有権は不可侵である。何人も、その財産を恣意によって奪われることはない。裁判所の決定により没収された財産は、補償されない。所有客体（財産）の強制取用は、連邦法律の定める場合で、損害の保障をともない、証明された社会的必要がある場合に、これを認める。没収は、裁判所の決定に基づいてこれを行う。国有化はこれを認めない。

## 第 5 8 条

① 土地、地下資源、水資源、動植物界、その他の自然的客体（富）は、国家的、私的およびその他の所有であり、当該領域に居住する諸民族、ロシア連邦の全人民の財産であって、これら諸民族の利益を損う形でこれを利用することはできない。すべての自然的客体（富）天は、これを保護し、合理的に利用するものとする。

② 法律の定める範囲を越えて所有者または保有者に土地およびその他の自然的客体（富）を集中することは、これを認めない。

③ 土地に対する権利の実現は、土地の肥沃土および環境に損害をもたらすものであってはならない。農地の利用目的指定の変更、利用放棄または目的外利用は、これを認めない。これらの規定の例外は、法律によってこれを定める。

## 第 5 9 条

① 労働は自由であり、国家および社会によってこれを奨励する。強制労働は、これを認めない。

② 個別的および集団的労働契約の自由は、これを保障する。労働契約は、ロシア連邦憲法および法律の定める労働者の地位を悪化させるものあってはならない。

③ 労働集団は、集団的労働契約（労働協約）の締結により、企業、施設の事業の管理に参加する権利を有する。労働集団の地位は、法律によってこれを定める。

④ 国家は、住民の完全就労（労働就業）のための条件の整備を促進し、労働者の職業教育および職種転換訓練のプログラムを実行し、労働訓練手当および失業手当の支給を保障する。

⑤ ストライキの権利を含む、個別的および集団的労働紛争の権利は、これを認める。その権利の行使の手続は、法律によってこれを定める。

## 第 6 0 条

国家は、消費者の権利を擁護し、それらの権利の社会的な保護形態を支える。

## 第 6 1 条

① 国家は、企業活動および競争の自由を保障する。

② 競争を禁止したまは制限する活動は、禁止される。不誠実な競争は、法律によって追及される。

国家的独占の範囲および種類、ならびに競争の規制に関する反独占およびその他の措置は、連邦法律によってこれを定める。不誠実な競争は、これを認めない。

③ 外国の法人およびロシア連邦の市民でない自然人の企業活動は、法律の定める条件および手続によりこれを認める。が許される。(外国資本は、これを国有化することができず、法律に寄つて保護される。) —民族会議により否決。

## 第 8 章 社会団体

### 第 6 2 条

① ロシア連邦においては、政党、労働組合、青年団体、民族的文化団体、宗教団体およびその他の社会団体が自由に設立され、活動する。法律によって、社会団体の登録またはその定款（規約）のケース、条件および手続を定める。国家は、社会団体の合法的活動に対する不介入を保障する。

② 社会団体の内部組織および活動は、人と市民の基本的権利および自由を害するものであつてはならない。

③ 社会団体の決定は、国家機関および地方自治機関、それらの施設および企業ならびにこれらの機関に雇用された労働者が、その義務を遂行する際に、義務的効力を有するものではない。

④ 社会団体は、法人である。社会団体は、財産所有権を有し、その定款（規約）にしたがつて経済活動を行うことができる。社会団体の企業（営利）活動は、法律の定める特定の団体を除き、これを認めない。

⑤ 社会団体は、国際的な社会団体に加盟し、創設し、およびそれに参加する権利を有する。

### 第 6 3 条

① 政党およびその他の政治団体は、市民社会の政治的意志の発現を促し、選挙に参加する。

② 国家権力および地方自治の代表（制）機関において、政党、その他の政治的社会団体（政治団体）、無所属の会派（議員団）の自由な設立が認められる。その他の国家機関および地方自治機関、ならびに軍の部隊においては、政党、その他の政治的社会団体の下部組織の設立は、これを認めない。

### 第 6 4 条

① 労働組合は、そのメンバーの経済的および社会的な権利および自由の擁護、労働条件の保護および改善の促進のためにこれを組織する。

② 労働組合は、企業、施設においてその活動を行うことができる。いかなる労働組合も、企業、施設、部門または一活動業種のすべての労働者の団結および代表に対する排他的権利を有しない。

## 第 6 5 条

① 宗教に対する態度を指標として組織される社会団体は、国家から分離され、法のもとに平等である。

② 宗教団体は、法律の遵守の条件のもとで、その独自の規則に基づいて活動する。

## 第 6 6 条

① 複数政党制の廃除、社会団体の活動の違法な制限、特定の団体への違法な特権の付与を行なった国家機関、地方自治機関職、企業、施設、社会団体、公務員および市民の行為は、法律によって追及される。

② 軍事化し、武装し、秘密結社の社会団体、ならびに人種的、民族的、社会的、宗教的な反目（敵意）および憎悪を引き起こし、暴力、テロ行為および戦争を呼びかけ、ロシア連邦における国家権力の二重構造の創設、憲法体制の暴力的な変更または転覆をもたらす呼びかける社会団体は、これを認めない。

③ 登録条件または手続、その定款文書の要請に違反した社会団体は、法律によりその責任を負うものとする。

（本条第2項にロシア連邦大統領の修正にしたがって＜社会的＞の言葉を加える。）

## 第 9 章 養育、教育、学術、文化

### 第 6 7 条

① 養育、教育、学術、文化は自由であり、国家の支援を受ける。

② 国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体および個人は、法律にしたがって、養育、教育、学術、文化の分野の企業および施設を創設することができる。

### 第 6 8 条

① 養育および教育の国家的および地方的なシステムは、非宗教的性格のものとする。

② ロシア連邦は、連邦国家教育標準を定め、様々な形態の教育および自主学習（自学自習）を支援する。

③ 国立教育機関は、自治を保障される。

### 第 6 9 条

① 国家は、学術の社会的認知を高め、基礎的およびその他の優先的の学術上の研究および開発の発展のための条件を保障する。

- ② 法律にしたがい、国立および地方の図書館、アルヒーフ（文書館）、その他の専門機関をとおして学術および文書情報へのアクセスは、これを保障する。

## 第 7 0 条

国家および社会は、民族（国民）文化、歴史的記念物、知的および芸術的な遺産の保存、発展および保護を保障し、精神的価値の増大に務める。エスニック共同体の文化的自治の権利はこれを保障する。

## 第 1 0 章 家族

### 第 7 1 条

- ① 家族、母性、父性（父子関係）、子どもは、国家および社会の保護のもとにおかれる。  
② 婚姻は、夫婦の自発的な同意と同権に基づくものとする。

### 第 7 2 条

- ① 親には、その子どもが成人に達するまで扶養し、養育する義務がある。親は子どもの養育に関する権利において平等である。親またはそれに代わる者は、子どものために、その意見を考慮し、かつ法律にしたがって子どもの養育および教育の性質と形態を選ぶことができる。  
② 子どもの養育に関する労働は、法律にしたがい、社会的保護を受ける権利を与えられる。  
③ 子どもは、親の出身およびその身分の別なく、平等の法的保護を受ける。  
④ 国家および社会は、親のない子ども（孤児）および親の後見を失った子どもの扶養、養育および教育を保障し、これらの子どもに対する慈善活動を奨励する。  
⑤ 子どもは、自分の意見を表明する権利ならびに思想および良心の自由の権利を有する。子どもの正常な発達にとって有害な児童労働の適用はこれを認めない。  
⑥ 成人になった労働能力のある子どもは、財産の少ない労働能力のない自分の親の世話をしなければならない。  
⑦ ロシア連邦は、その若者政策の枠内で、青年家族の支援、若者の教育および就業のための条件を保障する。

## 第 1 1 章 マスメディア

### 第 7 3 条（オリジナルには条番号欠如）

- ① 大量情報の自由は、これを保障する。検閲、マスメディアの独占およびその自由の濫用は、これを認めない。  
② マスメディアの創設者および所有者になりうるのは、市民、社会団体、施設、企業、地方自治機関および国家機関である。  
③ 社会団体は、連邦法律の定める条件および手続により、国営、地方および私営のラジオおよび

テレビ放送を利用することができる。

④ マスメディアの活動の強制的な停止または廃止は、法律に基づき、裁判所の決定によってこれを認める。

## 第4編 連邦構造

### 第12章 ロシア連邦の構成と領域

#### 第74条

① ロシア連邦の構成主体には、以下のものが含まれる。

アディゲヤ共和国、バシコルトスタン共和国、ブリヤーティア共和国、アルタイ共和国、ダゲスタン共和国、イングーシ共和国、カバルダ・バルカル共和国、カルムイキア共和国、カラチャイ・チエルケス共和国、カレリア共和国、コミ共和国、マリ共和国、モルドヴァ共和国、サハ共和国（ヤクーティア）、北オセート共和国、タタールスタン共和国、トウヴァ共和国、ウドムルト共和国、ハカシア共和国、チェチニヤ共和国、チュヴァシ共和国

アルタイ地方(クライ)、クラスノダール地方、クラスノヤール地方、プリモーリエ地方、スタヴローポリ地方、ハバロフスク地方

アムール州、アルハンゲリスク州、アストラハン州、ベルゴロド州、ブリヤンスク州、ウラジーミル州、ヴォルゴグラード州、ヴォログダ州、ヴォロネジ州、ヴァトカ州、エカテリンブルグ州、イヴァノヴォ州、イルクーツク州、カリーニングラード州、カルーガ州、カムチャツカ州、ケメロヴォ州、コストロマ州、クルガン州、クールスク州、レニングラード州、リペツク州、マガダン州、モスクワ州、ムルマンスク州、ニジニ・ノヴゴロド州、ノヴゴロド州、ノヴォシビルスク州、オムスク州、オ

レンブルグ州、オリヨール州、ペンザ州、ペルミ州、プスクフ州、ロストフ州、リヤザン州、サマーラ州、サラトフ州、サハリン州、シンビリスク州、スマレンスク州、タンボフ州、トゥヴェーリ州、トムスク州、トゥーラ州、チュメニ州、チェリヤービンスク州、チタ州、ヤロスラーヴリ州

連邦的意義を有するモスクワ市、サンクト・ペテルブルグ市

ユダヤ自治州

アгинスキー・ブリヤート自治管区、コミ・ペルミヤーク自治管区、コリャーク自治管区、ネネツ自治管区、タイムイル（ドルガン・ネネツ）自治管区、ウスチ・オルディンスキー・ブリヤート自治管区、ハントウイ・マンシー自治管区、チュコトカ自治管区、エヴェンキ自治管区、ヤマロ・ネネツ自治管区

② ロシア連邦憲法を承認する国家は、その申請によりロシア連邦の構成にこれを加えることができる。

#### 第74条の1

- ① ロシア連邦を構成する共和国は、ロシア連邦に抵触せず、かつ共和国の特殊性を考慮した独自の憲法をもつ国家である。
- ② 地方(クライ)、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区は、ロシア連邦憲法が定める例外を除き、共和国と同様の国家権力の権利を享有し、その義務を負うロシア連邦を構成する国家的領域的形成（単位）である。
- ③ 自治管区は、共和国、地方(クライ)、州にこれを含めることができる。自治州、自治管区の法的地位の特殊性は、自治州、自治管区の提案によって制定される連邦法律がこれを定める。
- ④ 共共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の法的地位は、その同意なしにこれを変更することはできない。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区、それらの連合の法的地位の変更は、ロシア連邦最高会議のしかるべき決定の際、該当する領域の選挙人の三分の二の意思表示に基づいてこれを行う。
- ⑤ 共共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、自治的な地域的単位からこれを構成する。これらの単位には、エスニック上の構成およびその他の事情の特殊性にしたがい、連邦法律により、それぞれ然るべき地位を与えることができる。この法律は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の提案により、ロシア連邦最高会議がこれを制定する。

(第74条の1は、第74条第2～4項に替えて、憲法委員会の作業グループが加えるよう提案したものである。)

## 第75条

- ① 共共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の領域、ロシア連邦の内水および領海、その領空は、ロシア連邦の单一の一体的な領域を構成する。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の領域は、その同意なしにこれを変更することはできない。
- ② その領域の縮小につながるロシア連邦の国境の変更は、その変更に関わる領域の共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の住民のレフェレンダムによって表現されるしかるべき意思表示と、加えてロシア連邦のレフェレンダムによって表現されるロシア連邦の全人民の事後的なしかるべき意思表示なしには、これを行うことはできない。
- ③ ロシア連邦の国境線の変更は、ロシア連邦の領域に関する条約の締結のために定められた手続によってこれを行う。
- ④ 共共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の間の境界は、ロシア連邦最高会議の同意を得て、それらの間の協定（条約）によってこれを変更することができる。

## 第13章 ロシア連邦、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の 管轄事項および権限

## 第 76 条

- ① ロシア連邦の管轄には、次の事項が含まれる。
- 1) ロシア連邦憲法、連邦法律の制定および改正、その遵守に対する監督
  - 2) ロシア連邦の連邦構造、構成、領域およびその一体性；新しい地方(クライ)、州、自治州、自治管区の形成の承認；地方(クライ)、州、自治州、自治管区の境界の変更の承認
  - 3) 人と市民の権利および自由の規制；ロシア連邦の国籍；民族的マイノリティの権利の規制および擁護
  - 4) 立法権力、執行権力および裁判権力の連邦諸機関のシステムの確立、その組織および活動の手続；連邦国家機関の形成；共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力諸機関のシステムの組織の一般原則の確立
  - 5) 連邦国有財産およびその管理
  - 6) ロシア連邦における国家的、経済的、エコロジー的、社会的、文化的および民族的発展の領域における連邦政策の原則の確立および連邦プログラム
  - 7) 単一市場の法的基礎の確立；金融、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則；連邦銀行を含む連邦経済業務（職務）
  - 8) 連邦予算、連邦税および手数料；連邦地域発展ファンド
  - 9) 連邦エネルギー・システム、原子力エネルギー、放射性物質；連邦の運輸、鉄道、情報および通信；宇宙開発事業
  - 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係；ロシア連邦の条約；戦争と平和の諸問題
  - 11) ロシア連邦の対外経済関係
  - 12) 安全保障および国防；防衛産業；武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続の決定；核物質、有毒物質、麻薬の製造およびその使用手続
  - 13) ロシア連邦の国境、内水および領海、領空、排他的経済水域および大陸棚の地位および保護
  - 14) 裁判所構成；検察機関；刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法；大赦および特赦；民事、民事訴訟および経済訴訟に関する立法；知的財産権の法的規制
  - 15) 連邦抵触法
  - 16) 気象観測、地質調査；標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、測地および地図作成；公式統計および簿記
  - 17) 連邦の国家的職務
  - 18) ロシア連邦の国家賞および名誉称号
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力諸機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める範囲と形態において連邦権限の行使に参加する。共和国、地方(クライ)、州、自治州、

自治管区は、連邦法律にしたがって、連邦の国家権力機関における代表権を保障される。

## 第 77 条

- ① ロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄には、次の事項が含まれる。
- 1) 共和国の憲法および法律、地方(クライ)、州の憲章およびその他の規範的法的アクト、自治州、自治管区の規範的法的アクトのロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保障
  - 2) 人と市民の権利および自由の擁護；民族的マイノリティの権利の保護；適法性、法秩序、社会的安全の保障；ロシア連邦の国境および国境地帯の管理（レジーム）
  - 3) 地方(クライ)、州、自治州、自治管区の境界の変更、それらの領域区分の一般原則の制定
  - 4) 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の保有、使用および処分の諸問題；歴史的に形成された伝統的な当該領域の天然資源の管理および利用形態の保護および維持の必要性を考慮した連邦の天然資源の地位の相互の合意に基づく決定
  - 5) 国有財産の区分
  - 6) 自然利用、環境保護およびエコロジー上の安全保障；特別自然保護地域；歴史、文化および自然の記念物（財）の保護
  - 7) 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの一般的諸問題
  - 8) 保健、家族、母性、父子関係および子どもの保護の諸問題の調整；社会保障を含む社会的保護
  - 9) 大惨事、自然災害、伝染病との闘争に関する措置の実行、その後の復旧（後遺症の一掃）
  - 10) ロシア連邦における課税および手数料の一般原則の確定
  - 11) 行政、行政訴訟、労働、家族、住宅に関する立法；知的財産権の法的規制；土地、水資源、森林に関する立法；地下資源、環境保護に関する立法
  - 12) 裁判機関および法保護機関の幹部職員；弁護士会、公証人役場
  - 13) 人口の少ないエスニック共同体の固有の生活環境および伝統的生活様式の保護
  - 14) 地方自治の組織の一般原則の確定
  - 15) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国際関係および対外経済関係の調整；ロシア連邦の条約の履行
- ② 本条の第1項に掲げる管轄事項について、ロシア連邦は立法の原則を公布する。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、この立法の原則にしたがい、その権限の範囲内で、法律およびその他の法的アクトの制定を含む独自の法的規制を行う。
- ③ 本条の第1項に掲げる共同管轄事項に関する連邦法律の草案は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区に送致される。それらのしかるべき提案は、ロシア連邦最高会議においてこれを審議する。

## 第78条

共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、ロシア連邦の憲法および連邦法律に反しない場合、国際関係および対外経済関係、他の共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区との協定の独立した当事者(参加者)である。

## 第79条

- ① 連邦国家権力機関は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の権力機関との協定により、これらの機関にその権限の一部の行使を移譲することができる。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の権力機関は、ロシア連邦の連邦国家権力機関との協定により、その機関にこれらの機関の権限の一部の行使を移譲することができる。
- ③ 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、その管轄事項および権限の範囲内で、ロシア連邦憲法および連邦法律に反しないで、相互協定を結ぶことができる。

## 第80条

- ① 連邦国家権力機関と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区において、ロシア連邦憲法および連邦法律が定める手続によりロシア連邦の連邦法律およびその他の法的アクトを執行する。
- ② ロシア連邦、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家機関、施設および公務員がそれらの権限の範囲内で交付した法律的文書は、ロシア連邦の全領域において(効力を有するものとして)承認される。

## 第81条

- ① 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、ロシア連邦の管轄に属する事項に関する法的アクトを公布することはできず、同様に、連邦国家権力機関は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の管轄に属する事項に関する法的アクトを公布することはできない。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関によってロシア連邦の管轄に属する事項に関する法的アクトが公布された場合は、連邦法律立法が適用される。
- ③ 連邦国家権力機関が共同管轄事項に関する立法の原則を制定するまでの間、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、これらの事項に関して独自の法的規制を自主的に行うことができる。事後において共同管轄事項に関する立法の原則が制定された場合、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の法的アクトは、これらの事項につき、立法の原則に適合させるものとする。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の法的アクトが立法の原則に反する場合は、立法の原則が適用される。
- ④ 連邦国家権力機関と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関の間の関係は、ロシア連邦憲法、共和国の憲法、地方(クライ)、州の憲章、自治州および自治管区に関する連邦法律、

互恵および相互責任に基づいてこれを構築するものとする。

⑤ 連邦国家権力機関と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関の間の紛争は、義務的に協議手続によってこれを解決する。本条第1～3項に掲げる諸問題に関する紛争は、ロシア連邦憲法裁判所がこれを解決する。

## 第14章 言語

### 第82条

① 国家は、ロシア連邦の諸民族のすべての言語の維持および発展のための平等の機会を整備し、これを保障する。

② ロシア連邦の国語は、その全領域において、ロシア語である。ロシア語はすべての国家機関および施設においてこれを使用するものとする。

③ 共和国はその国語を定めることができる。この国語は、共和国の国家機関および施設において、ロシア連邦の国語とともに使用される。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、そのアクトによってその領域に居住するその他の民族言語の法的地位を定めることができる。

④ 連邦の国家機関および施設における共和国の国語およびその他の言語の使用手続は、連邦法律によってこれを定める。

⑤ エスニック共同体の集中的居住区域においては、公的関係において、ロシア連邦の国語および共和国の国語とともに、その共同体の言語を使用することができる。こうした言語の使用手続は、法律によってこれを定める。

## 第5編 国家権力のシステム。地方自治の原則

### 第15章 連邦の立法権

#### 第83条

① ロシア連邦の唯一の代表制機関であり立法機関は、ロシア連邦最高会議、すなわち連邦議会である。

② ロシア連邦最高会議は、常時活動する機関であり、4年の任期でこれを選挙する。ロシア連邦最高会議の選挙は、そのメンバーの任期が満了する年の3月第2日曜日にこれを実施する。ロシア連邦代議員の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。

③ ロシア連邦最高会議は、その選挙の日から30日後にこれを召集する。新しい期のロシア連邦最高会議の活動が始まった時に、前の期のロシア連邦最高会議の権限は停止する。

#### 第84条

① ロシア連邦最高会議は、国家会議および連邦会議の2院からこれを構成する。両院は、同時に

これを選舉する。

- ② 国家会議は、単一の代表基準に基づいて組織される地域的な一人区および複数定員選挙区ごとに選出される、450人のロシア連邦代議員—国家会議議員からなる。によって構成される。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区においては、1人以上のロシア連邦代議員が選出されなければならない。
- ③ 連邦会議は、共和国、地方(クライ)、州、自治州ごとに2人ずつおよび自治管区ごとに1人ずつ選出されるロシア連邦代議員—連邦会議議員からなる。
- ④ ロシア連邦最高会議は、その各院において総定員の4分の3以上が選出された場合に、これを有効なものとする。

## 第85条

- ① ロシア連邦最高会議は、
  - 1) ロシア連邦憲法を改正し、連邦法律を制定し、
  - 2) ロシア連邦憲法の定める範囲および形態により、監督権限行使し、
  - 3) ロシア連邦の内外政策基本方向に関する決定を行い、
  - 4) ロシア連邦のレフェレンダムを公示し、
  - 5) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の間の境界変更を承認し、
  - 6) 現存する共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の憲法的・法的地位の変更、または新しい共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の形成を承認し；自治州、自治管区に関する連邦法律を制定し、
  - 7) 新しい共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区のロシア連邦に編入し、
  - 8) 連邦法律が定める場合および手続により、ロシア連邦憲法第79条にしたがって締結される協定を承認し、
  - 9) 連邦国家予算を承認し、その補正を行い、およびその執行を監督し、連邦税ならびにその他の課税的な性格を有する連邦納付金および手数料を定め、通貨および信用規制の基本方向を承認し；連邦地域発展フォンドを設立し；連邦債、経済的およびその他の援助に関する決定を採択し、
  - 10) ロシア連邦憲法の定める場合に、ロシア連邦大統領の選挙を公示し、
  - 11) ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦政府の議長(首相)、副議長、および経済、財政、内務、外務、国防、安全保障の全般的指導を管轄する閣僚の任命に同意を与え、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の裁判官を任命し、ロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長を任命し、解任し、
  - 12) ロシア連邦人権問題議会全権、ロシア連邦国家会計検査院の長官および検査官を任命し、解任し、
  - 13) ロシア連邦憲法第96条に定める事由および手続により、ロシア連邦の大統領および副大統領、

ロシア連邦最高会議の両院議長、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高経済裁判所の裁判官を罷免し、

- 14) ロシア連邦憲法第86条にしたがって、ロシア連邦の条約を批准し、破棄し、
- 15) ロシア連邦の国家賞を定め、名誉称号、特別称号の設定および授与の手続を定め、
- 16) 大赦令を布告し、
- 17) 非常事態、戒厳令を宣言し、延長し、およびこれを解除し；戦争および平和の問題を解決し；総動員または一部動員を布告し、
- 18) ロシア連邦憲法の定めるその他の権限を行使する。

② ロシア連邦最高会議のアクトとされるのは、ロシア連邦の法典および立法の原則、ロシア連邦最高会議の決定、声明、宣言、アピールを含む、ロシア連邦の法律である。

③ ロシア連邦最高会議のアクトは、ロシア連邦憲法が定める場合を除き、各院において選出されたロシア連邦代議員の投票の過半数によって採択される。

(本条第1項の11号に、<経済、財政、内務、外務、国防、安全保障の全般的指導を管轄する（・・・任命し）>の記述を含めるとするロシア連邦大統領の修正が加えられた。)

## 第86条

- ① ロシア連邦最高会議は、次の諸問題に関するロシア連邦の条約を批准し、破棄する。
  - 1) 政治的、領域的、経済全般的、財政的、軍事的諸問題、ロシア連邦人民の歴史的および文化的遺産に関する諸問題
  - 2) 人と市民の権利、自由および義務に関連する諸問題
  - 3) 国家間同盟およびその他の連合、集団安全保障システムへの参加
  - 4) その履行が現行の連邦法律の改正または新法の制定を必要とするもの
  - 5) 連邦法律または条約自体がその批准または破棄を定めているその他の条約
- ② ロシア連邦の条約がロシア連邦憲法に反する規定を含む場合、その批准は、ロシア連邦憲法のしかるべき改正の後にこれを行うことができる。
- ③ 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の管轄事項またはその領域にかかわりのあるロシア連邦の条約の締結および廃止は、これらの同意を得てこれを行う。
- ④ ロシア連邦の条約の批准および破棄は、連邦法律によってこれを行う。本条第1項3号に掲げるロシア連邦の領土条約および条約は、ロシア連邦最高会議の各院において選出されたロシア連邦代議員の投票の3分の2によって採択される連邦法律によってこれを批准し、破棄する。
- ⑤ ロシア連邦最高会議は、批准および破棄手続を必要としないロシア連邦の条約の締結および廃止について遅滞なく情報を提供されなければならない。

## 第87条

- ① ロシア連邦最高会議の両院は、
  - 1) 特に、他方の院と同意したロシア連邦憲法の定める合同の活動の手続を含む、その各院の議事規則を制定し、
  - 2) 両院の常任委員会および特別（臨時）委員会を組織し、
  - 3) 両院の議長および副議長を選出し、罷免する。
- ② 両院は、一定の場合に、両院合同委員会を設置することができる。
- ③ 両院、その委員会、両院合同委員会は、連邦法律およびその他のロシア連邦最高会議のアクトの草案に向けた活動を行い、これらのアクトの執行の点検を行い、聴聞（公聴会）および調査を行う。これらの活動への公務員および市民の参加の手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ④ 両院は、それぞれ個別に会議を行う。ロシア連邦大統領とロシア連邦憲法裁判所の教書、ロシア連邦政府の報告を聞くために、両院合同会議が召集される。これらの両院合同会議は、両院の議長が順番にその議長を務める。

## 第 8 条

- ① ロシア連邦最高会議における立法発議権は、ロシア連邦代議員、その両院の常任委員会および合同委員会、連邦会議、ロシア連邦大統領、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所、ロシア連邦人権問題議会全権、ロシア連邦検事総長、共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の立法議会、ならびに100万人以上の選挙人グループに属する。この権利は、法案の提出および立法提案によってこれを行使する。
- ② ロシア連邦大統領が提出した法案および立法提案は、その要請によりロシア連邦最高会議において優先的にこれを審議する。
- ③ 法案および立法提案は、国家会議にこれを上程する。この院によって承認された法案は、連邦会議にこれを送致する。連邦会議によって承認された後に、連邦法律となる。連邦法律として採択されなかった法案は、6ヶ月間は再びこれを上程することはできない。
- ④ 法案について両院の間に不一致がある場合、両院は対等原則により協議委員会を設置する。法案に関するこの協議委員会の決定は、国家会議においてこれを審議する。国家会議において新たに承認された法案は、これを連邦会議に送致する。この法案が連邦会議によって承認されない場合は、1ヶ月以内に、国家会議は、そこに選出されたロシア連邦代議員の投票の3分の2によってこれを連邦法律として制定することができる。（本条第5項へのロシア連邦大統領の修正が考慮され、  
＜この法案が連邦会議によって承認されない場合は、国家会議は、そこに選出されたロシア連邦代議員の投票の3分の2によってこれを連邦法律として制定することができる。＞  
の用語が加えられた。）
- ⑤ ロシア連邦最高会議によって採択された連邦法律は7日以内にロシア連邦大統領に送致され、大統領はその受理した日から14日以内にこれに署名するものとする。ロシア連邦大統領は、この

期間の間は、自らが署名していない連邦法律を自分の意見を付してロシア連邦最高会議に差し戻すことができる。連邦法律がそれぞれの院の選出されたロシア連邦代議員の投票の3分の2、または国家会議において選出されたロシア連邦代議員の投票の4分の3で再び採択された場合、ロシア連邦大統領は再採択の後7日以内にこれに署名しなければならない。(本条第5項へのロシア連邦大統領の修正が考慮され、<3分の2>の用語が加えられた。)

⑥ 連邦法律は、署名の後7日以内にロシア連邦最高会議によって公式に公表されなければならぬ。連邦法律の施行手続および時期は、法律自体においてこれを定める。法律においてこの時期が定められていない場合は、公式に公表されてから7日経過したのちにこれを施行する。

## 第89条

① ロシア連邦のレフェレンダムに付すことのできるのは、ロシア連邦の管轄またはロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄に属する問題である。ロシア連邦のレフェレンダムによって、法律を制定し、人と市民の権利および自由の制限、ロシア連邦の国家権力機関、その公務員の権限の縮小、予算、税、大赦、特赦、非常事態または戒厳令に関する問題を解決することはできない。

② ロシア連邦の管轄に関連する問題についてのロシア連邦のレフェレンダムによる決定は、選挙人の過半数がレフェレンダムに参加し、投票参加者の過半数が決定に対して賛成投票をした場合に、これを採択されたものとする。ロシア連邦憲法が直接に定めるロシア連邦のレフェレンダムによるこうした問題の決定、またはロシア連邦憲法における確認を要求するような問題に関するロシア連邦のレフェレンダムによる決定は、それに対して選挙人の過半数が賛成投票をした場合に、これを採択されたものとする。その際、ロシア連邦憲法第75条第2項が定める決定をロシア連邦のレフェレンダムにおいて採択するためには、しかるべき共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の選挙人の過半数がこれに賛成投票をすることが必要である。

③ ロシア連邦のレフェレンダムによるロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄とされる問題についての決定は、ロシア連邦における選挙人の過半数がレフェレンダムに参加し、ロシア連邦全体、かつ共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の総数の過半数において、参加者の過半数が決定に賛成投票をした場合に、これを採択されたものとみなす。

④ ロシア連邦のレフェレンダムにおいて採択された決定は、ロシア連邦最高会議により連邦法律としてこれを整えなければならない。

⑤ ロシア連邦のレフェレンダムは、いかの要求によって、ロシア連邦最高会議がこれを公示する。

1) ロシア連邦代議員の総数の3分の1以上

2) ロシア連邦大統領の要求

3) 100万人以上の選挙人

(本条第5項へのロシア連邦大統領の修正が考慮され、<ロシア連邦大統領>の用語が加えら

れた。)

## 第 90 条

- ① ロシア連邦代議員は、この憲法の第 29 条第 2 および 3 項にしたがい選挙権を有するロシア連邦の市民がこれを選舉する。ロシア連邦代議員は、ロシア連邦最高会議の 2 つの院の議員となり、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区、地方自治機関の代議員となることはできない。
- ② ロシア連邦代議員は、その選挙人の利益を考慮し、ロシア連邦の全人民の利益に従う（導かれる）。
- ③ ロシア連邦代議員は、連邦法律にしたがい歳費およびその支出の補償を受けるものとし、他の定期的な報酬および褒賞を受けることができない。代議員は、他の国家的勤務およびその他の職務に就き、企業活動に従事し、政党の機関を除いて、企業、施設、社会団体の機関のメンバーとなることはできない。
- ④ ロシア連邦代議員は、代議員の不逮捕特権を有する。代議員は、重大な犯罪の遂行の際の逮捕、裁判手続によって提起され、刑事責任を科せられた勾留、行政処分を除き、代議員の不逮捕特権は、その信書、文書、その利用する通信手段、交通手段、執務室および居室にまで及ぶ。
- ⑤ ロシア連邦代議員の代議員不逮捕特権の剥奪に関する提起は、ロシア連邦検事総長がロシア連邦最高会議の当該の院に対してこれを行う。
- ⑥ ロシア連邦代議員は、代議員活動に際してその見解の表明および投票について追及されることはない。
- ⑦ 国家機関および施設、その公務員は、ロシア連邦代議員がその権限の遂行にあたり代議員に協力しなければならない。

## 第 16 章 ロシア連邦大統領。連邦執行権力

### 第 91 条

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の最高の公務員である。大統領は、ロシア連邦における執行権力の長であり、内外関係においてロシア連邦を代表する。
- ② ロシア連邦大統領には、ロシア連邦憲法第 29 条第 2 項に掲げる、外国国籍を有せず、被選挙権を制限されていない 35 歳以上 65 歳以下のロシア連邦の市民が選挙される。
- ③ ロシア連邦大統領は、他の何らかの職務に従事し、代議員となり、企業活動を行い、企業、施設、社会団体の機関のメンバーとなることはできない。
- ④ ロシア連邦大統領は、5 年の任期で、直接選挙によってロシア連邦の市民がこれを選挙する。ロシア連邦大統領および副大統領の候補者に関する投票は、一体である。何人も 2 期を越えてロシア連邦大統領の職に選挙されることはできない。ロシア連邦大統領の選挙手続は、連邦法律によつてこれを定める。

⑤ 大統領は、次のような厳肅な宣誓と同時にその職に就任する。「私、(氏名)は、ロシア連邦大統領職に就くにあたり、ロシア、多民族からなる人民に忠実に奉仕し、人と市民の権利および自由を尊重し保護し、ロシア連邦の憲法と主権を擁護することを誓う」。厳肅な宣誓は、ロシア連邦大統領が選出されてから30日以内に召集されるロシア連邦最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の合同会議において行われる。この合同会議は、ロシア連邦憲法裁判所長官がその議長を務める。

⑥ ロシア連邦大統領は、不逮捕特権を享有する。

## 第92条

① ロシア連邦大統領は、

- 1) 連邦法律に署名し、
- 2) ロシア連邦最高会議の同意を得て、ロシア連邦政府議長（首相）、副議長および経済、財政、内務、外務、国防、安全保障の全般的指導を管轄する閣僚を任命し、他のロシア連邦政府のメンバーを任命し、
- 3) ロシア連邦政府の活動を指導し、その会議において議長を務めることができ；他の連邦執行権力機関の全般的指導を行い、
- 4) ロシア連邦安全保障会議を統括し、ロシア連邦大統領のもとに諮問機関および補佐機関を設置し、形成し、
- 5) ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の裁判官、ロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長を任命するためにその候補者を提案し、
- 6) ロシア連邦副大統領の辞表を受理し、
- 7) ロシア連邦政府、その議長（首相）、副議長および閣僚、大統領が任命する他の公務員の辞職を受理し；これらを罷免し；ロシア連邦最奥会議にロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長の解任についての提案を行い、
- 8) ロシア連邦最高会議に対し、連邦予算案を提案し、その執行に関する事項ごとの報告を行い、
- 9) ロシア連邦の人民およびロシア連邦最高会議に対し教書を発表し；ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦の内外政策の実行、連邦プログラムの遂行についての年次報告を行い、
- 10) ロシア連邦の安全保障を指導し、
- 11) ロシア連邦軍最高司令官となり；ロシア連邦の軍事政策の遂行を指導し；ロシア連邦軍の上級の司令職を任命し、罷免し；上級の軍の階級を授け；
- 12) ロシア連邦の対外政策の遂行を指導し、ロシア連邦の条約の交渉を行い、連邦法律にしたがつてそれに調印し；ロシア連邦最高会議の両院のしかるべき委員会および両院合同委員会の意見を考慮して、外国および国際機関におけるロシア連邦の外交代表を任命し、これを召喚し、ロシア連

邦大統領にあてられた外交代表の信任状および召喚状を受理し、

- 13) 緊急の場合に非常事態を宣言し；ロシア連邦への不意の武力攻撃があった場合または侵略に対する集団的防衛についての条約上の義務を履行する緊急の必要がある場合に、緊急措置を講じ、戒厳令（戦争状態）を宣言し、
- 14) 連邦法律にしたがって、ロシア連邦における国籍および避難の受け入れの問題を解決し、
- 15) ロシア連邦国家賞を設け、連邦法律にしたがって名誉称号および特別称号を授与し、
- 16) 特赦を行い、
- 17) ロシア連邦憲法および連邦法律が定めるその他の権限を遂行する。

② ロシア連邦大統領は、下位法令の性格を有し、ロシア連邦の全領域において義務的な、大統領令および命令を公布する。

（ロシア連邦大統領の修正を考慮し、以下の文言を加える：<ロシア連邦大統領のもとに経済、財政、内務、外務、国防、安全保障の全般的指導を管轄する諮問機関および補佐機関を設置し、形成し>；第1項4号に（<任命>）。大統領の提案した以下の号は加えず（<必要がある場合、共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区にロシア連邦大統領の権限の範囲内で連邦法律にしたがって行動する連邦公務員を任命し>）。

### 第93条

① ロシア連邦大統領の権限は、次の場合にこれを停止する。

- 1) 任期満了の場合
- 2) 辞任した場合
- 3) 健康状態によりその権限の行使に耐えない場合
- 4) 罷免された場合
- 5) 死亡した場合

② ロシア連邦大統領の権限は、その任期満了にともない、新たに選挙されたロシア連邦大統領が厳粛な宣誓を行った時に、これを停止する。

③ ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議およびロシア連邦憲法裁判所に対し、しかるべき申し出を行い、辞任を願い出ることができる。ロシア連邦大統領の権限は、その辞任を申し出た日からこれを停止する。大統領は、その日までに、ロシア連邦憲法裁判所長官が議長を務めるロシア連邦最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の合同会議においてその辞任の動機（理由）を説明するものとする。ロシア連邦大統領は、本人がこの会議において演説することができない場合、ロシア連邦憲法裁判所長官および両院の議長に辞任の動機（理由）を説明する。

④ ロシア連邦大統領が健康状態によりその職務上の権限の行使に耐えない場合、その是非は、ロシア連邦最高会議の任命する国家医事委員会の見解により、ロシア連邦憲法裁判所の判断をもって

これを確認する。

⑤ 大統領の任期が1年以上残っている場合には、本条の第1項第2～5号に掲げる事由によってロシア連邦大統領の権限が停止してから3カ月以内に、大統領の残余任期期間のロシア連邦大統領のための臨時選挙を実施する。

#### 第94条

① ロシア連邦大統領がロシア連邦憲法の故意による重大な違反を犯した場合は、これを罷免することができる。

② ロシア連邦大統領の罷免事案に関する手続は、国家会議が、ロシア連邦憲法第84条第2項に掲げる、その構成員の3分の1以上の提案により、その構成員の投票の過半数によってこれを開始する。ロシア連邦憲法裁判所が、罷免の事由があると判断した場合、連邦会議は、ロシア連邦憲法第84条第3項に掲げる、その構成員の3分の2以上の投票の多数によってロシア連邦大統領を罷免することができる。ロシア連邦大統領は、その罷免事案を審議するロシア連邦最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の会議に出席し、釈明を行うことができる。

#### 第95条

① ロシア連邦副大統領は、ロシア連邦大統領と同時にこれを選挙するが、その候補者は、ロシア連邦憲法第92条第2項の要件を満たさなければならず、ロシア連邦大統領の候補者がこれを推薦する。

② ロシア連邦副大統領には、ロシア連邦憲法第92条第3、4、6項および第95条第1、4項の規定が適用される。

③ ロシア連邦副大統領は、

1) ロシア連邦大統領の委任によりその一定の権限を行使し、  
2) ロシア連邦大統領が一時的に労働不能の場合、大統領がその権限の行使に復帰するまでの間；ロシア連邦憲法第95条第1項2～5号に掲げる事由により大統領の権限が停止した場合、ロシア連邦大統領の選挙までの間、その権限を行使する。

④ ロシア連邦憲法第95条第1項2～5号に掲げる事由により、ロシア連邦副大統領の権限が停止した場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議の同意を得て、大統領選挙までの残余期間の新しいロシア連邦副大統領を任命する。

⑤ ロシア連邦憲法第95条第1項2～5号に掲げる事由によるその権限の停止の結果、ロシア連邦の大統領および副大統領が同時にロシア連邦の最高公務員の権限を行使できなくなった場合、大統領選挙までの間、その権限の臨時の執行は、連邦會議議長、国家會議議長、ロシア連邦政府議長（首相）にこの順番で移行する。

#### 第96条

① ロシア連邦政府は、ロシア連邦大統領の指導のもとに、ロシア連邦の内外政策を実行する。ロ

シア連邦政府の機構および権限は、ロシア連邦大統領の提案に基づき、連邦法律によってこれを定める。

② ロシア連邦政府の議長（首相）は、ロシア連邦政府の日常の活動を組織し、その閣僚の活動を調整する。

③ ロシア連邦政府の議長（首相）、副議長およびその他の閣僚は、何らかの他の職務に就くことはできず、代議員となり、企業活動を行い、企業、施設、社会団体の機関のメンバーとなることはできない。

④ ロシア連邦政府は、ロシア連邦の憲法および連邦法律、ロシア連邦大統領令およびその命令に基づき、その執行に際して、決定を採択し、処分を行う。ロシア連邦政府の決定および処分は、ロシア連邦大統領がこれを変更または取り消すことができる。

## 第 9 7 条

① ロシア連邦政府は、毎年、ロシア連邦最高会議に対し報告を提出する。

② ロシア連邦政府の議長（首相）、副議長および閣僚は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦代議員の照会および質問に回答するものとする。

③ ロシア連邦政府、その議長、副議長および閣僚は、辞職する権利を有する。辞職はロシア連邦大統領がこれを受理する。

④ ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦政府の議長（首相）、副議長、閣僚、ロシア連邦大統領の任命したその他の連邦執行権力機関の長の辞職問題を提起することができる。ロシア連邦大統領が当該の者を罷免しない場合、大統領はロシア連邦最高会議に対してその決定の理由を説明しなければならない。最高会議の各院において選出された代議員の投票の3分の2がこの公務員のロシア連邦大統領による説明を不十分だと判断した場合、ロシア連邦大統領によってこの公務員は罷免されるものとする。

⑤ ロシア連邦政府議長（首相）の辞任は、ロシア連邦政府の総辞職をもたらすものではない。

(本条第4項へのロシア連邦大統領の修正を考慮して、<3分の2>を加えた。)

## 第 1 7 章 裁判権力

### 第 9 8 条

① 裁判権力は、ロシア連邦憲法および連邦法律によって設置される裁判所に属する。裁判権力は、憲法裁判、民事裁判、刑事裁判、行政裁判および経済裁判によってこれを行使する。

② 特別（非常）裁判所の設置は、これを認めない。

### 第 9 9 条

① ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦の憲法体制を擁護する裁判権力の最高機関である。ロシア連邦憲法裁判所は、個人の資格で任命される15人の裁判官で構成する。ロシア連邦憲法裁判所

の権限およびその裁判手続は、連邦法律によってこれを定める。

② 憲法裁判所は、次の諸事項の合憲性（憲法適合性）に関する事件を解決する。

- 1) 連邦法律およびロシア連邦最高会議のその他のアクト
- 2) ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府、その他の連邦執行権力機関のアクト
- 3) 共和国の憲法、地方(クライ)、州の憲章、自治州、自治管区に関する連邦法律、それらの立法機関および執行機関のその他のアクト
- 4) ロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の間の条約（協定）
- 5) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の間の協定
- 6) ロシア連邦の条約
- 7) 政党およびその他の社会団体
- 8) 法適用実務

③ ロシア連邦憲法裁判所は、協議手続を尽くした後に、連邦国家権力機関相互の間、連邦国家権力機関と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の権力機関の間、個々の共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の権力機関の相互の間の権限に関する紛争を解決する。

④ ロシア連邦憲法裁判所は、次の事項について判断する。

- 1) 国家医事委員会の提案にしたがい、しかるべき連邦公務員が健康状態によりその職務上の権限の行使に耐え得る状態にあるか否かに関すること
- 2) ロシア連邦の公務員または共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の公務員の罷免事由の存否に関すること
- 3) 調印はしたもの、まだ批准または承認されていないロシア連邦の条約の合憲性
- 4) 連邦法律が一般に承認された国際法の原則および規範、批准したロシア連邦の条約の規則に抵触していないかどうかの問題

⑤ 次のような場合に、ロシア連邦憲法裁判所にその判断を求めることができる。

- 1) ロシア連邦の国家機関のアクトおよびロシア連邦の条約の合憲性の審査について、ロシア連邦最高会議の両院、ロシア連邦代議員、ロシア連邦大統領、ロシア連邦人権問題議会全権、ロシア連邦政府、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所、ロシア連邦検事総長、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力の立法機関、最高の公務員、最高裁判所が申立てた場合
- 2) 政党およびその他の社会団体の合憲性について、ロシア連邦最高会議の両院、ロシア連邦大統領、ロシア連邦人権問題議会全権、ロシア連邦政府、ロシア連邦検事総長が申立てた場合。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力の立法機関、最高の公務員は、当該の領域内において組織された政党およびその他の社会団体の合憲性の審査について申立てることができる。

- 3) 法適用実務の違憲性について、権利を擁護するための他の法律的手段が尽きた任意の自然人または法人、ロシア連邦人権問題議会全権、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所、ロシア連邦検事総長、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の最高裁判所が不服申立ておよび異議申立てを行なった場合
- 4) 国家機関相互の間の権限に関する紛争について、いずれかの紛争当事者が提起した場合
- 5) ロシア連邦最高会議の両院、ロシア連邦大統領が判断を求めた場合。ロシア連邦憲法裁判所は、職権によりその発議に基づいて公務員の罷免の事由の存在について判断することができる。
- ⑥ ロシア連邦憲法裁判所の決定(判決)は、その言渡しの後ただちに効力を発し、終審であって、上訴および異議申立てを行うことはできない。その判決は、ロシア連邦の全領域において拘束力を有する(義務的である)。
- ⑦ 本条第2項1ないし5号にしたがって違憲であるとされたアクトまたはその規定は、その効力を失う。ロシア連邦の条約が違憲であるとされた場合は、国際法、ロシア連邦憲法および連邦法律の定めるところにしたがう。違憲であると判断された政党およびその他の社会団体は、連邦法律にしたがってこれを解散し；その活動を中止する。違憲であるとされた法適用実務は、これを中止し；国家機関および公務員の当該の決定は、法律の定める手続によりこれを見直さなければならない。
- ⑧ ロシア連邦憲法裁判所は、毎年、ロシア連邦最高会議に対し教書を提出する。憲法裁判所は、具体的な問題について国家機関および公務員に対し意見を提出することができる。

## 第100条

- ① ロシア連邦最高裁判所は、民事事件、刑事事件および行政事件の領域における裁判力の最高機関である。
- ② ロシア連邦最高裁判所は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の最高裁判所および管区裁判所の裁判活動に対する監督を行う。
- ③ ロシア連邦最高裁判所の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

## 第101条

- ① ロシア連邦最高経済裁判所は、経済事件に関する裁判権力の最高機関であり、経済事件に関する裁判活動の監督を実施する。
- ② ロシア連邦最高経済裁判所の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

## 第102条

裁判所の予算は、その憲法上の権限を完全にかつ独立して遂行することを保障するものでなければならない。裁判所の予算は、それぞれ、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の同意なしにこれを削減することはできない。

## 第103条

- ① 裁判官は、治安判事を除き、終身制である。裁判官は、70歳になったときに退職する。
- ② 裁判官は、法学の高等教育を修了し、ロシア連邦の裁判権力の最高機関の裁判官の場合は15年以上、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の最高裁判所の裁判官の場合は10年以上、地方裁判所の裁判官の場合は5年以上の法律専門職の実務経験を有するロシア連邦の市民をもってこれを任命する。連邦法律によって、裁判官に対する追加的な資格要件を定めることができる。
- ③ ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の裁判官の権限は、次の場合にこれを失う。
  - 1) 一定の定年に達した場合
  - 2) 本人が退職願いを提出した場合
  - 3) 健康状態により職務上の権限の行使に耐えない場合。この場合は診断書の提出および当該裁判所の同意が必要である。
  - 4) 本人に対する有罪判決が確定した場合
  - 5) ロシア連邦憲法第96条の定める事由および手続によって罷免された場合
- ④ その他の裁判所の裁判官の権限は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める事由および手続によってこれを停止する(失う)。
- ⑤ 裁判官は、代議員となり、何らかの他の職務に従事し、企業活動に従事し、社会団体のメンバーとなることはできない。裁判官は、学術、教育、文学およびその他の創作活動に従事することができる。

## 第104条

- ① 裁判官は、独立であり、ロシア連邦憲法および法律に従う。ロシア連邦憲法裁判所の裁判官は、ロシア連邦憲法に従う。
- ② 裁判官は不可侵である。裁判官の不可侵は、その信書、通信手段、文書、執務室および居室、利用する交通機関にまで及ぶ。
- ③ 裁判権力の最高機関の裁判官は、それぞれに憲法裁判所、最高裁判所、最高経済裁判所の同意なしに、逮捕され、勾留され、行政罰を受け、刑事責任を問われることはない。裁判権力の最高機関の裁判官に対する刑事事件は、当該裁判所の同意を得て、ロシア連邦検事総長だけがこれに着手することができる。
- ④ 裁判官は、ロシア連邦憲法に反する法律を適用することはできない。裁判所は、適用すべき法律がロシア連邦憲法に反するとみなす場合は、事件の審理を延期し、この法律の違憲判断についてロシア連邦憲法裁判所に申し立てるものとする。地方裁判所は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の高等裁判所をとおしてこの申立てを行う。

## 第105条

- ① 何人も、当該事件に関する権限を有する裁判所において、その権限を有する裁判官による裁判（審理）を受ける権利を奪われない。
- ② 犯罪の被疑者および被告人は、連邦法律の定める場合に、陪審員の参加する裁判において事件の審理を受ける権利を有する。

## 第 106 条

- ① すべての裁判所において事件の審理は、公開でこれを行う。非公開の法廷における事件の審理は、連邦法律の定める場合にこれを認める。
- ② 第一審の裁判所における刑事事件の当事者の欠席裁判は、これを認めない。
- ③ 裁判は、連邦法律が定める場合を除き、当事者主義の原則に基づいてこれを行う。

## 第 107 条

- ① ロシア連邦における犯罪事件の捜査取調は、連邦捜査取調委員会およびその機関がこれを行う。
- ② 檢事（検察官）は、国家の名において起訴を行い、裁判所において公訴を維持する。
- ③ 檢察機関は、犯罪捜査の適法性に対する監督を行う。
- ④ 捜査取調委員会および検察機関の組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

# 第 18 章 共和国、地方（クライ）および州、自治州、自治管区における 権力の組織原則

## 第 108 条

- ① 共和国の唯一の代表制および立法機関は、単一の代表基準によって組織される選挙区ごとに選出される立法議会である。
- ② 共和国の最高公務員は、ロシア連邦の執行権力のシステムに含まれる共和国の執行権力を統括する。共和国の執行権力は、ロシア連邦憲法、共和国の憲法、連邦法律、共和国の法律、その権限のある問題に関して公布されるロシア連邦大統領およびロシア連邦政府のアクトに基づき、その執行において行動する。
- ③ 共和国の裁判システムは、共和国の最高裁判所および地方裁判所を含み、ロシア連邦の裁判システムに含まれる。
- ④ 共和国の立法議会、最高公務員、裁判所の名称は、共和国が独立してこれを決定する。
- ⑤ 共和国の国家権力機関は、地方自治機関の権限に属するものを除き、共和国の権限行使する。

## 第 109 条

- ① 地方（クライ）、州、自治州、自治管区における国家権力の唯一の代表制および立法機関は、単一の代表基準によって組織される選挙区ごとに選出される立法議会である。
- ② 地方（クライ）、州、自治州、自治管区における執行権力機関は、行政庁であり、その行政長官（知事）は住民がこれを選挙する。行政庁は、ロシア連邦の執行権力のシステムに含まれ、ロシア連邦

憲法、地方(クライ)、州の憲章、自治州、自治管区に関する連邦法律、その他の連邦法律、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の法的アクト、その権限のある問題について公布されるロシア連邦の大統領および政府のアクトに基づき、その執行において行動する。

- ③ 地方(クライ)、州、自治州、自治管区における裁判システムは、地方(クライ)、州、自治管区裁判所および地方裁判所を含み、ロシア連邦の裁判システムに含まれる。
- ④ 地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、その権限を行使し、法律の定める地方自治機関の権限に干渉しない。

## 第110条

共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区における連邦国家権力機関の代表は、その権限の範囲内で行動するものとし、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関の活動に干渉することはできない。

## 第19章 地方自治の原則

### 第111条

- ① 地方自治はこれを保障する。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、地方自治のための条件を保障する。
- ② 地方自治は、地域共同体が、その組織する地方代表制機関(ソビエト、ゼムストヴォ)、地方行政庁、その他の機関、地方レフェレンダム、市民の集会および総会(スホート)、その他の直接民主主義の形態をとおしてこれを実現する。
- ③ 地方自治は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区が区分する領域的単位の境界において、これを行使する。
- ④ 地方行政庁の公務員は、地方代表制機関の代議員となることはできない。
- ⑤ 地方自治機関は、その権限の範囲内で、連邦国家権力機関、共和国、地方(クライ)、州、自治州、管区の権力機関から独立して、ロシア連邦憲法および連邦法律、共和国の憲法および法律、地方(クライ)、州の憲章および規範的法的アクト、自治州、自治管区の規範的法的アクト、ならびに地方自治に関する諸規程の枠内で行動する。
- ⑥ 地方自治の合法的な活動に対する干渉は、これを認めない。

### 第112条

- ① 次の事項は、自治的な地域共同体の権限とする。
  - 1) 地方予算、地方税および手数料
  - 2) 地方の財産
  - 3) 法律によってその管轄とされる経済的、社会的、文化的諸問題、自然保護問題およびその他の地方的意義を有する諸問題

- ② 地方代表制機関は、地方予算を採択する。
- ③ 地方行政庁は、その活動において、地方代表制機関または市民の総会（スホート）に対して報告義務を負う。地方行政庁の地方の財産の保有、使用および処分に関する権限は、法律にしたがつて地方代表制機関がこれを定める。
- ④ 自治的な地域共同体は、その管轄する問題について、その相互間で、ならびに国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民との間で、その管轄する問題について契約を結ぶことができる。
- ⑤ 地方自治機関のアクトは、ロシア連邦憲法および連邦法律、共和国の憲法および法律、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の憲章および規範的法的アクトに反するものであってはならない。

### 第 1 1 3 条

- ① 居住地点において、住民の自治的な団体（アソシエーション）を組織することができる。この団体は、法人の権利を取得することができる。
- ② 地方自治機関は、その一定の権限を住民の自治的な団体に委譲することができる。

## 第 2 0 章 財政および予算

### 第 1 1 4 条

- ① ロシア連邦の予算システムは、連邦予算、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の予算、および地方予算から構成される。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、予算上の自治権を有する。すべてのレベルの予算は、毎年これを編成する。
- ③ しかるべき代表制機関の承認した予算は、すべての歳入および計画された歳出を含むものでなければならない。予算上の財源は、代表制機関の定める手続きより、使途によってのみこれを配分することができる。
- ④ 単一の予算報告システムは、連邦法律によってこれを定める。すべての予算上の収入および支出を含む、予算執行の項目別報告は、会計年度の終了後 6 ヶ月以内にこれを公表しなければならない。
- ⑤ 会計年度は、歴年の 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

### 第 1 1 5 条

- ① 連邦予算は、前期の会計年度の終了する 4 ヶ月前までに予算に関する法案としてロシア連邦大統領がロシア連邦最高会議に提案し、ロシア連邦最高会議がこれを定める。
- ② ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦最高会議の両院の予算委員会およびロシア連邦国家会計検査院の判断を受け取った後に、連邦予算の事項ごとに審議し、これを採択する。
- ③ ロシア連邦最高会議は、予算の条文を採択し、変更し、または否決することができるが、ロ

シア連邦大統領の同意なしに予算上の支出の総枠を増やすことはできない。

④ ロシア連邦大統領は、予算の個々の条文を再審議のために差戻すことができるが、予算案全体を拒否することはできな。その場合、ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦憲法第89条第5項の定める一般手続により、否認された予算に条文の再審議を行う。

⑤ 連邦予算法が次期の会計年度が始まるまでに施行されない場合は、その施行までの間、歳出は、前年の会計年度の連邦予算にしたがってこれを行う。この場合、ロシア連邦最高会議は、予算支出の財政運営の臨時手続を定めることができる。

⑥ 連邦法律が定める連邦税ならびにその他の税の性格を有する連邦納付金および手数料は、ロシア連邦の全領域において全般的義務であり、これを徴収する。

## 第116条

① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議に対し、会計予算年度の終了後2カ月以内に連邦予算の執行について事項ごとの報告を提出する。

② ロシア連邦最高会議は、連邦予算の執行に関する報告が提出されてから2カ月以内に、この報告に関するロシア連邦最高会議の両院の予算委員会およびロシア連邦国家会計検査院の判断を考慮してこれを審議しなければならない。

## 第117条

ロシア連邦中央銀行は、国家権力機関から独立である。ロシア連邦中央銀行の地位は、連邦法律によってこれを定める。

## 第118条

① ロシア連邦国家会計検査院は、ロシア連邦最高会議によって組織され、それに対して報告義務を負い、執行権力機関からは独立である。ロシア連邦国家会計検査院の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

② ロシア連邦国家会計検査院は、連邦予算の編成、審議、採択、執行および報告、連邦歳出予算および予算外のフォンドの支出、連邦国有財産の使用を監督する。

③ ロシア連邦国家会計検査院の検査官は、その活動において裁判官と同様の独立を保証される。

# 第21章 安全保障および防衛

## 第119条

① 人、社会および国家の安全保障は、国家権力機関が実現する法的、政治的、経済的、組織的性格を有する諸措置のシステムによってこれを保障する。

② 安全保障政策の原則、ロシア連邦軍事ドクトリン、ロシア連邦軍、連邦保安局、内務機関およびその他の国家安全保障諸機関の編成および組織は、連邦法律によってこれを定める。

③ ロシア連邦軍、保安局、内務機関の相互の間での統合は、これを認めない。

## **第 1 2 0 条**

- ① ロシア連邦軍は、ロシア連邦の主権および領土的一体性、国家的利益および我が国の住民を防衛（擁護）する。ロシア連邦は、他の国家と防衛同盟を結び、その国と合同軍を編成することができる。
- ② 連邦国家保安局は、その与えられた権限の範囲内で、ロシア連邦の憲法体制、国家主権、領土的一体性および防衛能力に対する侵害の予防および阻止に関する活動を行う。
- ③ 内務機関は、人の人身の安全、その財産の保護、社会秩序の保護、犯罪との闘争を保障する。

## **第 1 2 1 条**

ロシア連邦の憲法体制の暴力的な変更または暴力的な廃除除去、これらの目的のための権力機関の活動の妨害もしくは制限、人と市民の憲法上の権利および自由の違法な制限を目的としてロシア連邦軍、連邦保安局、内務機関を使用することは、特別に重大な犯罪である。

## **第 2 2 章 非常事態**

### **第 1 2 2 条**

- ① 特別の法的レジームである非常事態は、もっぱらロシア連邦の市民の安全保障と憲法体制の擁護のために社会の生活力の正常な条件を回復するための一時的措置としてこれを導入することができる。
- ② 非常事態導入の根拠となりうるのは、次の場合である。
  - 1) ロシア連邦の憲法体制の暴力的な変更または暴力的な排除の除去の企て；暴力をともなう騒乱および民族間の紛争；ロシア連邦の死活にかかわる重要な利益、市民の安全保障または国家諸制度の正常な活動を脅かす一定地域の封鎖
  - 2) 住民の生命および健康を脅威のもとにさらし、大規模な遭難救助作業または復旧作業を必要とする自然災害、伝染病、家畜の伝染病、大事故

### **第 1 2 3 条**

- ① 非常事態は、ロシア連邦最高会議の決定によって宣言する。
- ② 緊急の場合、非常事態はロシア連邦大統領令をもってこれを宣言し、遅滞なくロシア連邦最高会議に通告され、最高会議は即刻この大統領令を審議する。ロシア連邦最高会議が大統領令の布告から 72 時間以内にこれを承認しない場合は、非常事態宣言に関する大統領令はその効力を失う。
- ③ 非常事態は、ロシア連邦の全領域においては 30 昼夜、ロシア連邦の一部の地方においては 60 昼夜を越えて、これを導入することはできない。ロシア連邦最高会議が新たな期間これを延長しないときは、この期間の終了により非常事態は解除される。ロシア連邦最高会議は、1 回につき 30 昼夜を越えない範囲で非常事態を延長することができる。
- ④ 非常事態の宣言、延長または解除に関するアクトは、遅滞なく住民に知らされなければならず、

これを必ず公表するものとする。

## 第124条

- ① 非常事態は、ロシア連邦の全領域またはその一部の地方において、その導入の根拠となる状況が市民の安全または憲法体制の現実的で緊急の避けられない脅威となっており、その除去が非常手段の採用以外には不可能である場合にのみこれを導入することができる。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の領域における非常事態は、連邦国家機関が、当該の構成主体の同意を得て、これを導入することができる。
- ③ 非常事態導入の根拠となる状況が、ひとつの共和国のみの領域に関わる場合、その領域における非常事態は、ロシア連邦の最高会議および大統領に速やかに通告することによってその共和国の国家権力機関がこれを導入することができ、連邦法律にしたがって実施するものとする。

## 第125条

- ① 非常事態の期間、連邦法律にしたがって、権利および自由の一時的な制限を導入することができる。これらの制限は、非常事態に関するアクトに直接に明記されなければならない。
- ② 非常事態の期間中は、ロシア連邦憲法、選挙法および裁判所構成法の改正はこれを認めず、レフュレンダムおよび選挙は実施せず、ロシア連邦最高会議および裁判所の権限および活動を制限し、またはこれを停止することはできない。ロシア連邦の全領域における非常事態の継続中に満了するロシア連邦最高会議の任期は、新しい期のロシア連邦最高会議の選挙まで、非常事態の継続の全期間中は延長するものとするが、半年を超えて延長することはできない。ロシア連邦憲法の第20条、第21条第4、5項、第22条第2項、第26、27、33、37条、第40条第1項、第44～46条の定める権利および自由の制限は、これを許されない。
- ③ 刑罰として死刑罪が宣告されうる犯罪事件は、非常事態が宣告されている地方ではこれを審理することはできない。非常事態の期間中に実行された犯罪に対してなされた例外的な刑罰措置は、非常事態の全期間またはその解除後30昼夜以内は、これを執行しない。
- ④ 非常事態の期間に採られた措置は、
  - 1) 発生した事態の緊迫さが要求する範囲内で実施され、
  - 2) 非常事態の宣言されていない地域においては、国家機関の権利および権限、社会団体の法的地位、ならびに人の権利および自由のいかなる制限または変更ももたらされず、
  - 3) もっぱら、人種、民族的帰属、膚の色、性、言語、社会的または財産上の地位、社会的出身、居住地、宗教への態度に基づいて個々人またはその集団に対するいかなる差別ももたらすものではない。

## 第126条

特別の法的レジームである戒厳令は、ロシア連邦の全領域またはその一部の地方において、

戦争状態の宣言または侵略に対する集団的防衛についての条約上の義務の履行、またはロシア連邦に対する武力攻撃の直接的脅威がある場合にこれを宣言する。戒厳令の宣言に関する決定は、ロシア連邦最高会議がこれを行い、不意の軍事攻撃の場合または侵略に対する集団的防衛について条約上の義務を履行する緊急の必要がある場合は、ロシア連邦大統領がこれを行う。戒厳令のレジームは、連邦法律によってこれを定める。

## 第 6 編 最終規定

### 第 23 条 ロシア連邦の国家的シンボルおよび首都

#### 第 127 条

- ① ロシア連邦の国旗は、上が白、中央が青、下が赤の 3 本の同じ幅の水平な縞のある方形の布である。旗の幅と長さの比は 2 対 3 である。
- ② ロシア連邦の国章は、金の楯の中に 2 つの王冠を冠し、その上に同じ形の 3 つ目の大きな王冠を冠している黒い双頭の鷲である；国家の鷲は金色の王笏と黄金の王球を支え、鷲の胸には歴史的なモスクワの紋章がある。
- ③ ロシア連邦国歌は、エム・イ・グリンカ作曲の「愛国の歌」である。ロシア連邦国歌の歌詞は、連邦法律によってこれを承認する。

#### 第 128 条

ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。連邦の首都であるモスクワ市の権利および義務は、連邦法律によってこれを定める。

## 第 24 章 ロシア連邦憲法の施行および改正手続

#### 第 129 条

- ① ロシア連邦憲法は、ロシア連邦のレフェレンダムにおける全人民的承認の結果が公式に確定した後 7 日以内に行われる公布の日からこれを施行する。<最高会議の修正：「ロシア連邦憲法は、国家権力の最高機関によって制定され、その公布の翌日からこれを施行する。」>
- ② ロシア連邦憲法の施行の日に、1978年4月12日のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国憲法（基本法）は、その後の改正および補正とともにその効力を失う。

#### 第 130 条

- ① 第 13 編および本条を除くロシア連邦憲法の第 2 ~ 6 編の規定の改正は、ロシア連邦憲法ロシア連邦最高会議がこれを行う。
- ② ロシア連邦最高会議においてロシア連邦憲法の改正を提案することができるのは、次の機関である。
  - 1) 選出されたロシア連邦代議員の 3 分の 1 以上

- 2) ロシア連邦大統領
  - 3) ロシア連邦憲法裁判所
  - 4) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の立法機関
- ③ <この項、欠落>
- ④ ロシア連邦憲法の改正に関する法案は、ロシア連邦最高会議合同憲法委員会の判断の後に、ロシア連邦最高会議の各院において選出された代議員の投票の3分の2によって採択され；ロシア連邦憲法第13章および本条の規定の改正には、国家会議において選出されたロシア連邦代議員の3分の2、連邦会議においては選出されたロシア連邦代議員の4分の3によってこれを制定する。
- ⑤ ロシア連邦憲法の改正に関する提案がなされてから1年以内に、ロシア連邦最高会議がしかるべき法律を採択しなかった場合は、提案は否決されたものとし、その否決から向う1年間はこれを再提案することはできない。

## 経過規定

### 1. ロシア連邦の法令について

#### 第1項

- ① ロシア連邦憲法において言及された連邦法律は、この憲法の施行後1年以内にこれを制定しなければならない。これらの法律がロシア連邦憲法の施行のときに効力をもっている場合は、ロシア連邦憲法に適合させられるまでの間、ロシア連邦憲法に反しない部分において、これを適用する。
- ② すべてのその他の規範的アクトは、ロシア連邦憲法の施行の日から2年以内にロシア連邦憲法に適合させられなければならない。そのときまでは、ロシア連邦およびそれに適合する連邦法律に反しない部分において、これを施行する。
- ③ ソ連の法律およびその他の規範的アクトは、ロシア連邦の領域において、ロシア連邦憲法および連邦法律に反しない部分において、これを適用する。

#### 第2項

- ① 共和国は、ロシア連邦憲法の施行の日から1年以内に、この憲法にしたがってそれぞれの憲法を制定する。
- ② 地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、ロシア連邦憲法の施行後1年以内に、この憲法にしたがってそれぞれの憲章を制定する。
- ③ ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦憲法の施行の日から1年以内に、自治州、自治管区の提案により、しかるべき自治州、自治管区に関する連邦法律を制定する。

### 2. 人と市民の権利、自由および義務について

#### 第3項

被疑者・被告人がその事件につき陪審裁判で審理を受ける権利を有する場合を定める連邦法律、ならびに陪審裁判の組織および活動手続を定める連邦法律が制定されるまで、ロシア連邦憲法の施行の日から2年以内は、従前の刑事事件の裁判管轄およびその審理手続が維持される。

#### 第4項

- ① 採用（就職）およびその他の場合に要求されるドキュメント（文書）には、独立した法律的意義を有しない社会団体への帰属、外国での在住およびその他の事情に関する問題は、これを含めない。この規定の例外は、連邦法律によってこれを定める。
- ② パスポート、身分事項を証明する証明書、身分証明書およびその他のドキュメント（文書）には、民族的帰属に関する情報は、本人の法的地位に関係しないものとしてこれを含めない。

#### 第5項

ロシア連邦憲法の施行の日に住宅取得の登録がなされている者は、ロシア連邦憲法の施行の日に保障されていた水準を下回らない事由および条件に基づいて、国家的、地方的およびその他の住宅フォンドから住宅を取得する権利を保持する。

#### 第6項

国有および公有（自治体所有）からコルホーズを除く非国家的な法人および自然人の所有に無償で移管された土地は、その取得の後2年間はこれを売却することはできない。この制限は、ロシア連邦憲法の施行の日から5年間、その効力を有する。

### 3. 連邦構造について

#### 第7項

それぞれ1978年憲法（基本法）によりロシア連邦を構成し、またはそれに含まれていなかった共和国、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、自治州、自治管区は、この憲法の施行の日から、この憲法にしたがうとこの共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の憲法・法的地位を獲得する。

### 4. 国家権力のシステムおよび地方自治について

#### 第8項

- ① ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦人民代議員は、ロシア連邦代議員となる。ロシア連邦代議員は、新しい期のロシア連邦最高会議の選挙まで、その任期、権利および権限を保持する。
- ② ロシア連邦最高会議の構成員でないロシア連邦代議員は、その会期に参加し、ロシア連邦最高会議の両院の議事規則にしたがい、ロシア連邦最高会議の両院の委員会および両院合同委員会のメンバーとなり、基本的な職場を辞めないで、その選曲において代議員の義務を遂行することができる。

## 第9項

- ① ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦人民代議員大会は、ロシア連邦代議員大会にこれを改組し、新しい期のロシア連邦最高会議の選出まで活動する。
- ② ロシア連邦代議員の定期大会は、年に1回これを開催する。臨時大会は、ロシア連邦最高会議、ロシア連邦代議員の3分の1以上、ロシア連邦大統領の提案によって、これを召集する。
- ③ ロシア連邦代議員大会の管轄には、以下の事項が含まれる。
  - 1) ロシア連邦憲法第133条にしたがい、ロシア連邦最高会議によってなされたロシア連邦憲法の改正の選出されたロシア連邦代議員の投票の3分の2による承認
  - 2) ロシア連邦最高会議の定める基準による両院の編成およびその部分的な輪番制の実施
  - 3) ロシア連邦の情勢に関するロシア連邦大統領の教書、ロシア連邦の内外政策の実施、連邦プログラムの遂行に関する年次報告の聴取
  - 4) ロシア連邦最高会議議長の選出
- ④ ロシア連邦代議員大会は、その管轄する問題についてロシア連邦最高会議にとって義務的な決定を採択する。

## 第10項

- ① この憲法の施行に日から、1978年ロシア連邦－ロシア憲法（基本法）が定めるロシア共和国最高会議は、この憲法によるロシア連邦最高会議にこれを移行する。ロシア共和国最高会議の共和国院（会議）は国家会議に、民族院（会議）は連邦会議に、これを改組する。ロシア連邦最高会議共和国院は国家会議に、ロシア連邦最高会議民族院は連邦会議に、それぞれ改組する。
- ② ロシア連邦代議員大会は、地域選挙区から選出され、最高会議によってその常任委員会、委員会のメンバーに選ばれたロシア連邦代議員のなかから450人まで以内の範囲で、国家会議の構成員を補充する。
- ③ ロシア連邦代議員大会は、共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の平等の代表権を保障する可能性を志向するために、必要な人数だけ連邦会議のメンバーを補充する。連邦会議のメンバーは、民族・地域選挙区から選出されたロシア連邦代議員のなかからこれを補充する。連邦会議の構成において共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の必要的代表権を保障する必要がある場合には、しかるべき代議員グループの同意を得て、当該のまたはその他の地域選挙区から選出されたロシア連邦代議員をこれに含めることができる。
- ④ ロシア連邦最高会議議長は、
  - 1) ロシア連邦代議員大会およびロシア連邦最高会議の審議に付される問題の準備に関する全般的指導を行い、
  - 2) ロシア連邦最高会議に対し、しかるべき空席がある場合にロシア連邦最高会議の第1副議長お

より副議長の職の選出のための候補者を提案し、

3) ロシア連邦代議員大会およびロシア連邦最高会議両院合同会議の議長を務める。

⑤ ロシア連邦最高会議の第1副議長および副議長は、ロシア連邦最高会議議長の委任により、ロシア連邦最高会議議長の一定の機能を遂行し、議長が不在にときまたは一時的にその義務を遂行できないとき、議長を代行する。

⑥ ロシア連邦最高会議幹部会は、1990年に選出されたロシア連邦最高会議の任期が満了するまではその活動を行うものとする。

⑦ ロシア共和国最高会議幹部会は、

3) ロシア連邦最高会議の両院、委員会および両院合同委員会の活動を調整する。

(注記；オリジナルがこうなっている。) <1、2号が欠如していると思われる；以前の案の当該条項では、1) ロシア連邦代議員大会の会議およびロシア連邦最高会議の両院合同会議の準備を行い、2) ロシア連邦代議員の権限の行使につき代議員に協力し、その必要な情報を保障し、となっている>

⑧ この憲法が施行されるまでにロシア連邦人民代議員大会またはロシア連邦最高会議によって選出もしくは任命された公務員は、最高会議によってその職を解任されない場合には、その権限を保持する。

## 第11項

① ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦大統領は、新しいロシア連邦大統領の選出までその職に留まる。

② ロシア連邦大統領は、新しいロシア連邦大統領の選出まで、ロシア連邦憲法にしたがって任命されたロシア連邦政府の議長（首相）、副議長および閣僚を除き、執行権力のすべての公務員の新たな任命を行い、これを解任することができる。大統領は、同時に、ロシア連邦最高会議の事後承認を条件に執行権力の機構の改組を行うことができる。

③ ロシア連邦最高会議は、急進的改革の時期に、連邦法律によって、連邦の立法領域に含まれるが、人と市民の憲法上の権利および自由、ロシア連邦の連邦構造（体制）には関連しない、正確に規定された諸問題について、大統領令を公布する権限を一時的に、ロシア連邦大統領に付与することができる。ロシア連邦大統領は、この大統領令を遅滞なくロシア連邦最高会議に提出しなければならず、最高会議は、3週間以内にこの種のすべての大統領令の効力を停止することができる。

この項の第2および3は、ロシア連邦大統領の修正にしたがってこれを記述する。

## 第12項

ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦憲法裁判所の裁判官の任命は、ロシア連邦憲法の定める手続によりこれを行う。

## 第13項

① ロシア連邦憲法にしたがって裁判所の組織および活動を規制する連邦法律が制定されるまで

の間、ロシア連邦憲法の施行の日に効力を有する裁判権力の機関および個人の手続的権利に関する法律は、ロシア連邦憲法に反しない部分においてその効力を維持する。

② ロシア連邦憲法の施行の日にその職にあるロシア連邦のすべての裁判所の裁判官は、その選出された任期が満了するまではその権限を保持する。

#### 第14項

① 檢察機関に関するしかるべき連邦法律が制定されるまでの間、法律の執行に対する監督、違法行為の排除および有罪と認められる者の責任の追及を目的とする措置の機能は、これを維持する。この期間、検事は、勾留および捜索に対する承認を与えることができるものとし、この承認に対しては、連邦法律の定める手続によりこれを裁判所に不服申し立てを行うことができる。

② ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア共和国検事総長は、この憲法にしたがって任命され、罷免される。共和国の検事は、当該共和国の同意を得てロシア連邦検事総長によって任命され、ロシア連邦検事総長に従属し、これに対して報告義務を負う。その他の検事は、ロシア連邦検事総長によって任命され、ロシア連邦検事総長に従属し、これに対して報告義務を負う。ロシア連邦検事総長およびその任命する検事の任期は、5年とする。

#### 第15項

ロシア連邦憲法にしたがって地方自治機関の組織および活動を規制する連邦法律が制定されるまでの間、ロシア連邦憲法の施行の日に効力を有しているこれらの機関に関する法律は、ロシア連邦憲法に反しない部分においてその効力を維持する。

—完—